

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第四号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○三十一番（村田政弘君） 一般質問が、いつも順番が悪いので、議案質疑でトップをやりたいと思います。

さて、浜田市政になって二年目、いうならば一年の経験が終わって、どうやら本番入りができるのかな、するのかなという気がいたしますが、その中で予算関係、それから提案理由の中にあります農業祭の関係、議第三十二号の市会議員及び市長の選挙の関係の条例、この三点について質問をさせていただきます。

まず予算関係ですが、大変苦勞されて予算編成をしたであろうとは思いますが。そういう中で四・五％減、特別会計では増になっておりますが、今後運営する中で収入、支出をみますと、収入関係で一番のポイントは市税であります。百三十八億、地方消費税の交付金が十二億、国庫負担金が七十六億、県支出金が十八億、基金の繰り入れが約十一億、市債が二十一億。端数を切り捨てて、大まかに申し上げました。この中で、基金の十一億が一般会計に繰り入れられた。このことについて、後ほど当局の説明をお願いしたいと思えます。

さて支出をみますと、これは別府の体質ではありますが、昔から予算規模はまずまずだが、問題は中身です。ずっとみますと、民生費百七十億、約四四％になるのですか。この中で生活保護が六十三億、その他の問題を入れて扶助費が百七億、これが異常に予算を占める。

ちなみに財源をみますと、依存財源二百七億、自主財源百七十八億。かつて「三割自治」と言われたけれども、これの数字をみますと「四割自治」かなと思うのですけれども、かつて生活保護の問題について各議員から要望・提言等々が出ておりますが、この辺について財政当局は随分苦勞しつつ編成したと思えますが、まず基金会計十一億をどのように引っ張り出してきたのか。なお、支出関係で膨大になる民生費関係に対して当局の考え方をまずお願いしたいと思えます。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

基金繰入金の十一億の内訳でございますが、財政調整基金三億円、減債基金、公共事業費基金それぞれ四億円の計十一億円を予定しております。

支出の件でございますが、民生費がかなり伸びております。これはやはり先ほど三十一番議員がおっしゃったように、扶助費の伸びがかなり大きい、扶助費に今のところ歯どめ

がかからない状況でございます。

○三十一番（村田政弘君） 基金の繰り入れ、今、三つの基金から十一億を捻出したと。大体、前市長時代に基金が百二十億あると、後で撤回しましたけれども、基金は何でもかんでも使えるものではないという、枠がはまっているということを見ると、幾らあるといっても、そうでたために使うわけにはいかないわけですね。

そこで、民生費が異常に伸びる。いわゆる少子・高齢化等々の進行もありますし、全国的に厳しい問題であると思います。それに引きかえて投資的経費は約三十億。恐らく全国のワーストクラスに入るのではないかと思います。優秀な自治体は予算の四〇%前後あるところもある。別府市が三十億といえ、一〇%に届かないという中身ですね。

それから観光費に至っては、「日本一の応接間」を謳歌してきましたけれども、予算を見る限り四億七千万。これで別府市の再生が期待できるとお考えかどうか。余りにもちゃんな対応ではないかな、このように考えますが、当局の考え方をお尋ねいたします。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

特に民生費の件でございますが、民生費につきましては、確かに四・七%ほど扶助費の関係、義務的経費の中では多くなっているのが現状でございます。これには、やはり経済不況等々あるかというふうに私どもは考えております。

また、普通建設事業費におきましては、前年比と比べましても、私どもといたしましては、体育館の建設事業、それから南小学校の関係経費、体育館の関係が十五億ほど、それから南小学校の関係が約七億八千万程度、そういう形で前年比は落ちております。そういう中で普通建設におきましては、議員さんがおっしゃることは、他都市と比べても確かにそういう面はあるかと思えますけれども、一般財源ベースで見ますと、今回におきましては減額は少のうございます。そういう形で私ども、苦勞しながら「三位一体改革」の中の影響を受けながら基金の繰り出し十一億を、市民の皆さん方への影響がないようにということで予算編成をした次第でございます。

○三十一番（村田政弘君） 私が当初申し上げましたように、別府市の体質的いわゆる課税客体の弱さを露呈し、また観光都市という華やかな看板の影に民生関係の費用が大きいのしかかってくるという予算編成の中で、別府市の再生をどのようにするか。

今回、浜田市政になっいろいろな面で頭を出し、首を出した事業、予算関係が大分あります。また、学校関係には大きく力を入れ、別商の改善・改築等に着手されたことについては、それなりの評価をしたいと思います。一方、観光についていろいろな検討段階に入っているようすけれども、本格的な着手というものはこれからだと思います。いささか観光に力を入れてほしいな、このように考えます。後ほど市長には、あわせて答弁をいただきたいと思えます。

予算関係については一応終わりますが、次に、農業祭の関係ですが、市長の提案理由の

中にもありますように、四年ぶりに別府市に帰ってくるということが決定された。一部反対があるかもしれませんが、大部分の市民は歓迎すると思うのですが、従来、別府開催の場合、地元協力金というのが賛助金というのが、これが従来では幾ら支出されておったのか。

さらに、前市長は、公園の中で農業祭をすると樹木が傷められる、芝生は荒らされるということが理由になっておったようですが、公園課としては、どれだけの実害があったのかわかったのか。資料があるならば、資料を出していただきたい。

さらに、浜田市長は新聞のコメントの中で、「できる限りの協力をしたい」、このようなコメントがあったと思うのですが、市長の思い、今どのような思いで農業祭を受け入れようと考えているのか。思いがあるならばお聞かせをいただきたい。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

第一点目の、二十四回までの経過になるのですけれども、補助金は幾ら出していたのかということなのですけれども、開催補助金ということで六百万出しております。その他、共進会というのがありますけれども、この共進会につきましては、もし一緒に来ることになれば、前回までは三百万の補助金を出しております。

そして、第二点目の、公園の被害に対する整備費は幾らかということなのですけれども、これは一応予算として百万計上いたしております、その金額の範囲内で公園緑地課の方にお願ひして整備していただいております。

それで第三点目の、今回また別府に戻ってきたときの補助金額はということなのですけれども、現時点では、これは全く決まっておりません。ただ、前回までの参考金額にはなるのではなからうかなと考えております。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

農業祭につきましては、本当に皆さん方の大変な御支援をいただきまして、別府開催にこぎつけることができました。この場を借りまして、心からお礼を申し上げたいと思いません。

農業祭は、都市と農村とのいわゆる地域交流を通して農村の活性化、さらには消費の拡大を目的に開催をされてきたというふうに把握をしております。別府から遠ざかって三年ですが、その間、生産者の皆さん、さらには消費者の皆さん、いろいろなまた料飲業界の皆さんや宿泊関係者の皆さんのお話を聞く中で、非常ににぎわいがあった、別府経済に非常に大きな成果がありました、ぜひ取り戻してほしいですというところの思いをたくさん聞いてまいりました。その時点から、私は何とか別府開催ができないかという思いでいろんなところをお願いをしながら、ぜひ別府開催にこぎつけていただきたいということに関係者に呼びかけてきたことも事実でございます。

そういう中で、生産者の皆さんは、やはり一年に一回別府の温泉につかって一年間の汗

を流して、もうもうからんでもいいのだ、別府の皆さんに新鮮な物が提供できて喜んでいただけたら、そして自分たちはゆっくり温泉につかって、また来年一生懸命頑張って別府で会いましょうという、そういう別れ方をしていたのですよという話を聞きまして、ああ、そういう旅館の皆さんも、またそういう地域の皆さんとの非常に交流が深まってきていたという部分もありましたし、また料飲業界の皆さんも、やはり飲んでいただいて、食べていただいて、別府のまちを散策していただいたあの思いが忘れられないということもたくさん聞いておりました。消費者の皆さんの声も、歩いていける場所でこういう農業祭が開催される、そういう触れ合いができるという部分は非常によかったなという思いも聞いておりましたので、何とかもう一度別府で開催をしてもらえないかという思いがあったことも事実でございます。関係者、議会を初め別府市選出の県会議員の皆さん、いろんな方々に一緒に協力をしていただきながら、実行委員会の方をお願いをしてきたという経緯でございます。

こういう決定をしていただいた以上は本当に心から歓迎をし、そして市民のために喜んでいただける、そういうすばらしい農業祭を成功させたいという思いでいっぱいでございますので、よろしく御支援のほどをお願いを申し上げたいと思います。

○三十一番（村田政弘君） 今、農業祭に対する思いを述べていただきましたが、観光関係の答弁もいただきましたのですが、もしあれば後ほどお願いしたいと思います。

先ほど申し上げたように、観光関係で非常に対応がちゃちというか、予算的に弱い。これで日本一の座が守れるのかな。頑張っても頑張っても難しい時代ですが、にもかかわらず昔よりも対応力が落ちていると私は考えている。我々が一線で働いておったころは、日本一周で宣伝隊を出したりいろいろやっておったけれども、最近はどうも沈滞しているのではないかと、もっと地場の足腰を鍛えると同時に、PRについてももっと活発に検討すべきではないかと思いますが、後ほどお答えをいただきたい。

次にまいります。議第三十二号ですか、選挙関係ですが、市会議員の選挙及び市長の選挙に対する公費負担について条例を制定したいということで提案されておりますが、これについてはいろんな御意見があるかと思いますが、まずその前に、全国的な傾向あるいは九州方面の状況について、当局の説明をいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） 全国及び九州の状況はどうかということでございますが、全国市区六百九十八市のうち六百五十一市、九三・三％程度実施しております。また、九州九十五市の状況につきましてですが、六十九市が実施し、七二・六％。なお、九州を除く全国の市区の状況でございますが、六百三市のうち五百八十二市、九六・五％の実施状況となっております。

○三十一番（村田政弘君） それにつけ加えて、県議会段階では一〇〇％の――間違いありませんね。今、当局の説明があったのと同時に、県議会段階では一〇〇％。提案の時期が

よくないという説もあるやに聞いておりますが、私は、提案のタイミングというのは、いつ出してもいいときはないと思う。ただし、選挙の直前にこういう条例を出してくるといのはいかなものかな。いわゆる市民に対する周知期間がなくなってくる。だから、提案するならば早い時期の方がよいのではないかと私は考える。

そういう中で、残念ながら大分県、宮崎県等々が非常にアンバランスになっておる。その中で一方、二、三年先は厳しい財政事情になるおそれがある。だからタイミングが悪いのではないかな。そこで、これが実行された場合、概算でどのくらいの金額になるかお示しをいただきたい。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

これは、二つの選挙公営をお願いしておりますが、例えば選挙運動用自動車の使用につきましては、ハイヤー方式と、それから個別に契約方式の二つがございまして、金額は変わってまいります、おおむね三千万円程度と考えております。

○三十一番（村田政弘君） 今、三千万程度ではなかろうかなと。金額的にはかなり大きいと思うのですけれども、毎年選挙があるわけではない、四年に一遍。三千万必要とするならば四年で割ると七、八百万。そこで私は、行革の最先端をいっていると私自身は自負しているのですけれども、かつて私が議長をした当時、議会費で約一千万を節約した時期がある。当局の行革がまだ緒についたばかりで、一部はおおよそわかっているけれども、具体化はこれからということになるかと思うのですが、議長をお願いして、当局の行財政改革が本物になってきた場合、当然議会もそれなりの対応を考えざるを得ないし、考えるのが当然だと思いますが、かつて私が議長時代にできたこと以上にやってほしいし、やれんことはないと思う。十二分に各議員さんと協議して行財政改革に取り組んでいただきたいというのを、この席でまず議長をお願いするわけですけれども、三千万が大きい小さいか。なかなかそれぞれの考え方になると思いますが、全国で九三%も実行しているならば、もうここらで終止符を打ってもいいのではないかなと私は考える。タイミングが云々というけれども、タイミングが絶対にいい時期はないです。

前市長時代、平成十四年十二月に話ができた。各会派長は、「市長室に陳情に行ってくれ」と言って、わけわからんで行った。（笑声）行ったところが、キツネにつままれたような話で、結局日の目を見なかつたいきさつがある。当局が、今回提案したのは、それを受けてかどうかわかりませんが、何か選管なり市長なりのお考えがあればお聞かせをいただきたいが……。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今回の公営選挙実施についての条例の改正でございますが、これについては、以前から議会でも議論をいただいております。そういった中で、選挙管理委員会でも十分このことを協議いたしまして、最終的な意思決定として前回の周知期間がとれなかったというよう

なこともございまして、今回提案をさせていただいたわけですが、特に先ほどお話のありました三千万円の経費のことについても、私ども相談を受けております。これにつきましては、議会におきましては、以前から議会改革これに取り組んでいただいた経緯がございます。定数におきまして、以前は三十六人でした。現在、三十一人までと議会みずからが改革に取り組んでいただき、この一年間の節減分だけでも十分な財源措置をとっていただいたと私どもは思っております。そういった経緯も十分踏まえて今回提案をさせていただいたところでございますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。（「議員数は何名減った」と呼ぶ者あり）現在五名減って（発言する者あり）（笑声）、三十六名から三十一名でございますので、五人の改革を議会みずから取り組んでいただいたという経緯でございますので私ども、そのところの判断をさせていただいたところでございます。

○三十一番（村田政弘君） 担当委員会があるので十二分に検討していただきたいが、私が次の選挙に出ないだろうという想定が、市中に蔓延しております。（発言する者あり）出るか出ないかは別として、自分が出るから出ないから、賛成反対をしているのではなくて、常識的な範囲で賛成を表明して、終わります。

○十三番（野口哲男君） それでは、実務的に議案質疑をしていきます。

まず第一番に、一般会計の二百二十九ページ。これはコンベンションビューローに要する経費ということで、二億五千万が一億四千五百万円ということで、昨年から五八%ぐらいしかついてないわけですがけれども、これについて考え方をまず一点聞かせていただきたいと思えます。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

コンベンションビューローの補助金であります。これまで県が一億、市が三億という形でずっと来たわけですが、県の財政状況が厳しくなりまして、大型施設の見直しという中で、県の補助金を削減したいという話がありまして、県と市が話し合った結果、本年は、市が一億四千五百万、県が六千万という形で協議が終わりました。

その事業内容、経営改善につきまして、ピーコンの中でも三者協議等をいたしまして、いろいろな面を見まして、二億五百万で経営をやっていこうという状況で計上させていただきました。

○十三番（野口哲男君） ここで市長、ちょっと市長にお尋ねしたいのですがけれども、県議を長くやっておられましたので、ピーコンの将来についても市長はいろいろ考えがあると思えますし、県ともいろいろ、これまで一般質問をされたり何なりがあったと思えますが、その中で県の方針といいますか、例えば県は、「香りの森」から、今大型の施設のすべての見直しをしています。ピーコンもその範疇に入ることになるかと思うのですがけれども、市長個人の考えと同時に、県の方針というのはどのようになっているのかと

いうのをちょっとお聞かせいただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今回、このコンベンションビューローに対する県の補助金の取り扱いについてお話があったのは、県も財政事情が厳しくなった、私ども別府市も非常に厳しい中がございます。そういった中で、県の今回の方針としては五年間、国体を控えて財政改革も図っておる、五年間について何とか御協力いただきたい。五年後にはもう一度負担割合について話し合いをいたしたい、そのように聞いております。こういうことで私ども、今年度、来年度という分については、県と協議をさせていただいておりまして、別府市も厳しい中がございます、県の財政支援については引き続き協議を重ねて、県の支援方についてお願いしたい、そのように考えておるところでございます。

○十三番（野口哲男君） 私が得た情報によりますと、県の方は、別府市が引き取ってくれんかというような考え方ようです。これは確たるものではありませんが。そうなった場合に、市単独で管理するというのは、これは完全に無理な話なので、そういう場合に市としてはどういう考え方でいるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

県が、ピーコンの施設を別府市に引き取れという話は全くございません。私の知り得る限りでは、県はみずからがやる、そういう施設、県の所有を手放すということはないと、私どもはそのように信じておりますので、また別府市もこれを全部引き取って管理するという事は、財政的にも別府市にも現状ではできないと私どもは考えております。

○十三番（野口哲男君） そうすると、現状ではそういう話があっても、市としてはこれには乗れないという考え方で行くということですね。ここを確認させていただきます。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

県の方から、そういった話は全くございません。私ども、県はそのような判断をしているということは全く認識しておりませんので、そういう話があったというようなことは考えておりませんので、そここのところの御理解をよろしくお願いいたします。

○十三番（野口哲男君） そうすると、これは正式には話がないということになるのかと思います。しかし、そういう考え方があるということも事実と私は思います。この件について協議の現状は今聞かせていただきましたけれども、今まで、昨年が二億二千万ですが、その前は三億、二億七千万、二億五千万と市も減らした。県は一億。三億五千万昨年あったものが、ことしは二億しかない、二億五百万円ということの中で、ビューローとしての活動とかそういうものが果たしてどの程度可能なのか。例えば今までビューローのうたい文句というのは、「アフターコンベンション」ということで、市内・県内にコンベンションに参加するコンベンション客のアフター観光とか、そういうものの経済波及効果が大きいということで、観光立市である別府があつたコンベンションビューローを立ち上げてやる

ということになったわけなのですが、それだけでなく昨年までいろいろビューローの営業力とか、そういうものが非常に弱いのではないかというような話がありまして、専門家を入れてもう少しこ入れをしていくべきではないかという話もありました。そういう中で、これだけの予算で活動させるということになれば、かなりこれまで以上の、予算がすべてではないと思うのですけれども、やっぱり適材適所に人材を必要とする場合に、その部分が十分に満足できる体制が整うかどうか、そこら辺について問題があると思うのですが、いかがでしょう、そこら辺は。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今回、補助金が県と合わせて前年に比べて約一億減ったということでございます。そういった中で、県ともこのことについて十分協議をさせていただきました。まず歳出について見直しをする。特に歳出面におきましては、非常にあそこの管理運営費というのですが、専門業者に委託している部分が非常に多うございます。例えば清掃の分についても、お客さんが入らなくても一日何回掃除するという契約も結んでおります。そういった部分についてのまず見直しをさせていただいて、管理費について委託料、そういった分についての見直しを大幅にさせていただきました。また収入増については県とも十分協議をさせていただき、特に県の東京事務所、福岡事務所、大阪事務所、これのフル活用についてお願いいたしております。また、近々ピーコンの職員と県の職員、そういった事務所にもお伺いして、特にそういった営業活動というのは、地元だけでやってもこれはとれないわけございまして、県のそういった事務所、また企業誘致の関係の方などの県の職員のお手伝いもいただける、そういった話し合いもさせていただいておりますので、今後そういう活動に伸ばしていき、収入の方の増収を考えておるところでございます。

○十三番（野口哲男君） ちょっと考えが甘いのではないかと思います。これまでも県も市も、ビューローを後押しするということで一生懸命やってきたのです。ところが、やっぱりオアシスができた。結局オアシスだけではなくて、競争相手はごまんとあるのですな、日本全国に。コンベンションというのはどんどん建ち上げていますから。そういう中で競争に勝ち残っていくためのもう少し抜本的な、例えば市の観光課もある、観光協会もある、それから今ビューローがある。それぞれが今別々に観光客の誘致とかいろんな施策を講じて頑張っていたいておりますけれども、果たしてその中に一本の芯というものがあるかどうかということを考えたときに、このビューローの今後のあり方というのは、非常に重要なポイントになると思うのですよ。

だから、今回は議案質疑ですから、今回のその予算の減額について非常に危惧することは、ビューローそのものがかなり厳しい状況になってくるという現実は、もう避けられないと思います。そういう中で市の観光課あるいは協会、ビューローというものの今後のあり方について聞かせていただいて、この件の質問については終わります。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

確かにコンベンション産業は、低迷時期に来ております。ピーコンも当初多いときは、職員も二十四、五名いました。現在十五名であります。また、専門の営業も十三年度から三名入れて、もう営業専門でやっております。そういう中で、助役も言われましたが、県また出先機関等協力して営業運営をやっていきたいと思っております。

ただ、ピーコンが、設計者の磯崎さんの関係もありまして、その辺も今後検討していきたいと思っております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

ピーコンの問題で大変御心配と御配慮をいただきまして、ありがとうございます。私もこの問題については、県議時代から建設当時のいきさつ等々十分把握をしておりますが、別府に引き取れという話は正式には来ておりませんし、全く私は引き取る気持ちもありません。これはやはり県と市一緒になって観光立市としてしっかり育てていかなくてはいけない、そういう使命があると存じております。

ただ、今御指摘のように、五年後にきちっと県と協議をするという約束をしておりますし、それまでの経緯につきましては、いろんな削減をする問題、さらにはこの核をどこに持っていくのか、観光協会やらいろんな観光立市としてピーコンのあり方を含めて十分に検討してまいりたい、このように考えておりますので御支援のほどをよろしく願います。

○十三番（野口哲男君） この件はこれで終わりますが、観光公社を設立するとかいろんな方法によって、できるだけ、先ほど三十一番議員が言いましたけれども、素晴らしい観光立市としての別府市が、ますます発展するようにお願いをしたいと思います。

次に、これは二百五十五ページの新球場の建設問題と実相寺の改修について、ちょっとお伺いします。

おかげで野球人としては何とか新球場ができるのかなと、ほっとした気持ちと、早くつくっていただきたいとお願いをする気持ちと二つであります。今まで別府球場が、ああいうふうには体育館にかわって、社会人から高校生から中学から小学校から、いろんな野球をする人たちがかなり不便をかこってきましたけれども、できるだけ早く新球場をつくっていただくという約束のもとに市長もその英断を下していただいて、これは大変ありがたいことですが、この中で、去る議会で黒木議員がちょっと一般質問でもやりましたけれども、その点の押さえといたしますか、二、三聞かせていただきたいと思えます。

設計業者の選定は、これは市内だけに限るのか。例えば、こういう球場という特異な物件についてのスペシャリストの設計者が市内にいるのかどうかということも含めて一件。

それから完工時期というものについて。すでに十七年の遷暦野球・シルバー野球については、別府がもうできませんので、残念ながらよそに持っていかれたということになります。

けれども、スポーツ観光の面でこの点で大変私は別府市としては大損をしたなという気がしてなりません、十九年の天皇杯それから二十年の国体というようなことで、今後の完工時期というものはいつごろにめどを置いているのか、それを聞かせていただきたいと思ひます。その二点を、願ひします。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

まず、今回、新野球場に要する経費として一千二百五十二万九千円を願ひしております。その中では基本設計委託料として、一千二百万を願ひしているわけでございます。これは去る議会で答弁をさせていただきましたが、また先般、別府市の軟式野球連盟の関係者より市長に要望もございました。その中で、十七年には全日本遷暦野球大会、十九年八月から九月にかけて軟式野球九州大会及び全国大会の開催ということで、ぜひ新球場を建設をという要望もございました。その中で、平成十七年度の大会には間に合わなくても、十九年の大会にはぜひ完成をという要望もございました。私ども、先ほど議員さんが言われましたように、別府球場に体育館をつくったという経緯もあります。野球関係者、また愛好者の方々に大変迷惑をおかけしているということは承知しております。

そこで、十九年を見据えたときに、スケジュールを逆算しますと、十六年度に基本設計に取りかかりたいということで予算計上したわけでございます。これは、一部民有地がござひます。その用地を鋭意交渉中でございます。この交渉が整理し次第、すぐさま基本設計にかかりたいと思っております。

一点目の設計業者の選定でございますが、今、地場の業者、県内の業者、県外の業者、それぞれあろうと思ひますが、野球場という特殊な施設ということもござひますが、選定に当たっては、まだそこまでは決定しておりません。

それと、スポーツ観光ということの観点がござひますので、この全国大会また九州大会には、ぜひ間に合わせたいという考えで作業を進めてござひます。

先ほどの議会で答弁させていただきましたが、一部民有地が未解決でございます。今、鋭意交渉中でございますので、それを見据えて妥結し次第、実施設計にかかる準備をするということでございます。

○十三番（野口哲男君） 聞くところによると、その用地買収というものが非常にネックになっているようなのですけれども、それとあわせてやっぱり道路の問題というような大きな問題があります、それから地元との関係、それも含めて。用地買収について聞くところによると、かなり厳しい状況ではないか。あとわずかということになっておりますが、その点についてはいかがですか。それと道路とあわせて。

○建設部長（亀岡丈人君） 用地の交渉でございます。これはいろいろと経緯がござひまして、過去にこの地権者の方から用地買収、今の第二多目的広場を用地買収をした経緯がござひます。その折にその土地が未買収で残ったという経緯がござひまして、そういう歴

史を踏まえて今用地交渉をしているわけでございます。

それと当然、各種大会時には地元の……その前に基本設計ができ次第地元の方々等の御理解は十分得たい。それはさきの議会でも答弁しましたが、それが私どもも第一義的な責務と思っております。

アクセス道路でございますが、下の集落に抜かせないためには、一本の道路がぜひ必要かなということで、それも計画の範疇には入れております。

○十三番（野口哲男君） 用地については極力、間に合うように全力を挙げて買収方を願ひして、基本設計が早くでき上がって十九年に間に合うようお願いしたい。

それから道路の件は、これはやっぱりサッカーが行われているときに、我々が野球場に行くときに、どうしても違法駐車が多いのですよね。そういう面であそこのサッカー場にもう少し、下の芝生を植えたサッカー場の部分というよりも、上の何も芝も張ってないサッカー場の方は、かなり子供さん方がサッカーをするときに、親御さんが車に乗ってきてあそこにずっと置くというようなことで大変ふくそうしますので危険を伴う、子供もちょろちょろするし。「ちょろちょろ」という言葉は、これは適当ではありませんけれどもね。そういう意味で、やはりその部分の駐車場というものをもう少しね。ちょっと下におりたらあるのですけれども、なかなか置かないのですよね。だから、そういう意味でそういう部分をきちっと整理をしていただくということをお願いしたい。

それから地元との関係については、やはり納得のいく説明をしながら、早期に建設ができるように話を進めていただきたい。

それからもう一点。設計内容について、やっぱりスポーツ観光というものを今標榜しておりますので、そこらにある球場とはちょっと違った、温泉地にある球場というようなことで温泉ができないかということをお願いしたら、泉源がないということなのですから、これも知恵を出せば何とかなるのではないかという気がしますし、それから、ものすごい――今、その野口原の球場でも――風が吹くと黄砂が舞っているぐらい、前が見えないぐらい乾燥した日には砂が飛ぶのですよね。やはり球場というのは、近所の人の迷惑にならないようにするためには、今、内野にも芝生を張る。これは管理にお金がそうかかりませんので、外野だけの芝生ではなくて内野にも芝生を張る。宮崎のジャイアンツがキャンプをする球場、テレビで見られた方もおられるかもしれませんが、そういう意味できちとしたスポーツ観光。別府の球場はプロ野球も秋期キャンプに使えるというような、魅力ある球場をつくっていただきたいということを要望することと同時に、もう一点。

時間がもう余りないので、実相寺球場の改修時期、それからシーズン中にもう入っていますので、これも早く改修を終えていただきたいということ、どういう状況になっているのか、実相寺球場の改修時期はいつごろまでになるのか、その二点を。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

実相寺改修工事費七千万円について、御説明をいたします。

別府球場が、昭和六年十月に建設され、以来七十年もの間、多くの市民に親しまれてきましたが、別府市総合体育館建設のため、平成十三年九月に解体をされました。平成十七年九月に全日本選抜野球全国大会、十九年九月に全日本天皇杯野球全国大会、十九年十一月に西日本軟式野球大会の開催が決定をされております。別府球場にかわる新球場ができるまで、これらの大会開催に対応するために、老朽化した実相寺球場を改修するものでございます。

その主な改修工事でございますが、両翼中堅の拡張工事、内外野フェンスのセーフティパッド設置工事、ダッグアウト、バックネット、本部席、バックスクリーン等の改修を予定しております。

○十三番（野口哲男君） 時期的には、大体いつごろ終わるのでしょうか。それを、ひとつお聞かせください。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

十一月から三月のシーズンオフといいますが、その間に工事を予定しております。

○十三番（野口哲男君） できるだけ、それまでにもかなり外野の方に水がたまったりいろいろあります。そういう意味でお願いもしてまいりましたけれども、手当てができるところは、使いながらできるところは早くしていただくということをお願いをして、一応、私の議案質疑を終わりたいと思います。

○十七番（高橋美智子君） 議案質疑を、三点させていただきます。

一つは、特別会計の競輪事業についてと、それから温泉課の維持補修に要する経費、それから三番目には、一般会計の部分で敬老祝金支給に要する経費の三点を質問したいと思います。

競輪事業についてですが、これは六十四ページ、施設改修に要する経費が計上されております。これの一億六百二十六万円についてを質問したいわけですが、この委託料の根拠というのをちょっと聞かせていただいたので大体わかったわけですが、

（「私はわからんよ」と呼ぶ者あり）わからなければ説明もしていただければいいと思いますが、このメインスタンドについて、改修するための根拠となる委託料、それから、それについて今後、競輪事業の売り上げは年々減少してまいりますが、今のところ減少しておりますが、事業が赤字になって廃止せざるを得なくなったときに、この基金を取り崩して充てるのではないかと考えているのですが、この基金取り崩しについて、この基金はどのように使われるのか。それからこの三点目には、今後そのほかの施設建てかえを考えているのか。これをまとめて御説明いただけたらと思いますが……。

○競輪事業課長（藤沢次郎君） それでは、お答えいたします。

まず設計予算でございますけれども、これは設計料設定について国土交通省告示の二〇六号という建設区分の第二種と観覧場ということと、それから技術区分のE等を参考に直接人件費、経費、技術料等で作成いたしました。その結果が四・六%ということで、消費税を加算して一億六百二十六万円の策定料を計上しております。

次に、メインスタンドの建てかえでございますけれども、確かに本場の開催で特にメインスタンドは非常に老朽化しております。その関係でこの部分については、やっぱり別府市競輪事業基金条例第六条の競輪場施設改善事業費、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるということで、必要に応じてその全部また一部分を処分することができる条項によりまして、メインスタンド等改修工事に充てるものでございまして、決してこの分については、廃止した場合の補償金等に充てるものだけではございません。

それから、今後の見通しでございますけれども、競輪事業本来の趣旨を踏まえまして、競輪事業を初めとする全国十二カ所、「小規模競輪場」と言っていますけれども、ここは市長を主に、ことしは一月三十日に経済産業省また日本自転車振興会に対しまして陳情を行いまして、開催日数を減らしてほしいとか節減してほしいということで陳情も行いまして、これがメインスタンド完成後に、収益を図るためにビッグ競輪といいますG1、G2というクラス、G3とありますけれども、開催はG2クラスの誘致を図ってまいりたい。それと記念競輪及びS級シリーズ等の場外展開を実施して、より一層の増収を図ってまいりたいと考えております。

○十七番（高橋美智子君） 大体のことは前にもちょっとお聞きしましたので、少しわかったわけでございますが、この競輪の売り上げは別府市も年々確かに減少していますし、そのための基金だけではなくて、この運営を活用するために基金を今回は充てるというような、それで今後の見通しは、こういうようないろんなレースをする中で収益を伸ばしていこう、そういう努力をするのだというお話でございますが、今後の見通しで、今までの全国の四十七場のうちの現三場といいますか、これについてはもう廃止をして、だんだん見込みが余らないというような風潮といいますか、そういうお話を聞きます。本当に大丈夫なのかなということで、果たしてこのお金が、工事とかすることがかえって後のための基金の取り崩しに負担になるのではないかと、そういう考えがあるのですけれども、特に何かこのことをすることによって収益が上がるのではないかとというような特別な計画があるのでしょうか。それについてをまた、ありましたら、ビッグレースなんかのこともお話をいただきたいと思うのですけれども……。

○競輪事業課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、まず収益を図るにはどうしたらいいかということで、私どもとしてはやっぱりビッグ競輪を誘致して、これで収益を上げたいというのが第一の目的でございますし、また記念競輪等におきましても、やはり全国発売をいたし

まして、いかに多くの競輪場から売っていただくかという努力をしていくことが、これが収益につながる最大の目的ではないかと思っております。

○十七番（高橋美智子君） 増収の見込みというか、それがいろいろなことに、このことのビッグレースで図ろうというか、いわゆる努力をされているということもお聞きしましたので、特別会計の収益については、本当にこのお金で別府市がかなり助かっているということも認識しておりますし、大変だなということも感じます。それで、このビッグレースについては、かなり前から計画をしなければいけないのではないかと、そういうようなこともお聞きしているのですけれども、こちら辺のことをできましたら説明をお願いしたいのですが……。

○競輪事業課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

ビッグ競輪につきましては約二年前に申請を行って、私どもが改修をさせていただければ、平成十八年度の完成となります。ビッグ競輪を引くには、ことしの四月にまず申請を行います。そこで申請を行って誘致活動が始まるわけですけれども、ただ申請で手を挙げて、全国からやはりビッグ競輪を引きたいということで、どこも申請を出してきますので、私どもとしては、その申請を出した以上は私どもに誘致できるように、これはもう私どもの努力だと考えております。私どもといたしましては、十九年にビッグ競輪を、例えばですけれども、全日本選抜もしくは共同通信記者杯程度をまず引きたいと今は考えております。

○十七番（高橋美智子君） 大変御苦労なことをされているということがわかりましたので、期待しています。

参考にこれは聞きますけれども、けさの新聞に、ポートピア計画が浮上というので大分合同新聞に載っていたのですが、競輪事業外のこういう場外、これは船券売り場というのですか、これについては別府市に参入してきた場合、これは競輪売り上げとかそういうことに影響があるのかないのか。それから、市は関係が何も無いのか。それについて答えられるところを答えていただきたいと思います。

○競輪事業課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

ただいまの御質問ですけれども、確かに何かの……最近ポートピアといううわさが立っていますけれども、詳細については私ども承知しておりません。また、競合するのではないかと御質問の意味かと思えますけれども、これはある程度の影響はあるのではないかと考えております。確かに、競合する部分も多少あると思えます。

○十七番（高橋美智子君） この新聞によりますと、国土交通省の確認が必要と。地元調整については明記していないと、こう書いてありますけれども、せめて地元自治会や町内会の同意を得るよう国土交通省が設置を指導しているというようなことをコメントとして挙げておりますけれども、市は実際に許可とか、そういうようなことなんかもあるので

すか。そういうことがあるかどうか、お知らせください。

○競輪事業課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

ボートと競馬等は、私どもの競輪事業とは多少異なるところがございます。例えば競馬であれば農林水産省、競輪であれば経済産業省というふうに省が多少違いますので、その辺の詳しいことについては、今ちょっと資料を持っていないのであれなのですけれども、大体周辺の承諾とか、それからその町の承諾というのが必要だというふうに考えております。

○十七番（高橋美智子君） それで、競輪が大変だということで、いろんなことを御協力もしたいというふうに思います。

次に二番目に行きます。特別会計の百九十ページから百九十一ページの温泉課の中にあります維持補修に要する経費というので、新聞紙上では何か竹瓦温泉のことを書いていたのですが、これから見るとわからないのですが、この維持補修に要する経費、ちょっと具体的に竹瓦についてを教えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

平成十六年度維持補修費についてでございますけれども、現在、竹瓦のその辺につきまして、男女別々に利用していただいているわけでございますが、砂湯の問題でございます。観光客の皆様より、裸で利用ということで非常に抵抗があるというような苦情をいただいております。今回、これを改修するために、あわせて排水を含めた整備面、衛生面、また温度等も含め海浜砂湯と同じような形の二つの槽を設け、未使用の浴槽には常に湯を張り消毒、保温をして、快適に利用していただけるように改修を計画しているところでございます。また、あわせて、浴衣の着用をお願いするように考えておりますけれども、一応工事経費としまして八百二十六万円を計上しております。

○十七番（高橋美智子君） やっぱり私も新聞紙上で、この竹瓦温泉の砂湯の改修をするということを知ったのですが、この工事について前に市長も国の登録文化財を申請をしたということを知ったのですが、その後どうなったのか、それについて……入っていますかね。教育委員会ですかね、どこの管轄になるかわかりませんが、お答えください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

すでに県教育委員会を通じて申請を行っております。登録につきましては、三月十九日に開催予定の文化審議会において審議されることと思われませんが、登録されるかどうかは当日の答申を待たなければわかりません。

○十七番（高橋美智子君） 申請をしたということは、これが登録文化財になるであろうという前提のもとで話を進めていきますけれども、これを今までは――前にですよ――歴史的建造物の保全等に関する委員会ということで、温泉課がずっと推進をしてきたということがありました。しかし、これを今お聞きすると教育委員会が担当で、はっきりと文化

財として教育委員会がこれからはその任を担うのだらうと思います。当然そうであるべきだと思っています。ですから前の保全委員会ということについて、私は前の議会でも異議を申しましたけれども、本当におかしな、浜田温泉をつぶすためのそういう委員会であったのではないかというふうに思いますけれども、これではっきりと教育委員会と、建物の維持については温泉課が担当ということで、二つの課がこれに関係をするわけですが、この中身に――今、改修についてのお話がありました――観光客の苦情があると、それから温度が、この管理をきちんとするとかいうことですか、それから衛生上ということですが、具体的に観光客の苦情というのは、この地域の人たちがよく知っていることであろうと思います。周りにいて、そして関係を知っている人たちが、よくそういう話なんかがあるのかわかりません。だから、その把握をどのようにしているのか。それから、温度というのがちょっとよくわからないですが、それから衛生上については具体的に何をどういうふうにしてこういふことになったのか、そういうことを教えていただきたい。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

一点目の温度ということですが、今、泉源を一つ利用して砂湯の保温をさせていただいているわけですが、どうしても二面にわたります。十六年度になりましたら、今、入り口の左側に休止している泉源がございますので、それを新たに生き返らせまして、その二面、二つの泉源でもってまず温度の確保をやっていきたいと思えます。また二点目の衛生面でございますけれども、今、底の部分が土でございます。その辺につきまして、上人の砂湯と同じような形の分の底割りをし、横を木で囲って砂を入れて、衛生的に気をつけようということを計画しております。

○十七番（高橋美智子君） 何か、きちっとしたことを言わない。衛生面ということについてを、どういう衛生面なのか、そのことをきちんと言ってください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

今申しましたように、下の面が、底面が土でございます。土の中から常に温度の低いぬるま湯が上の方に上がってきております。うちの方が一番懸念するのがその問題でございますけれども、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○十七番（高橋美智子君） 私は、この竹瓦温泉の砂湯については、前々議会のときにもこの懸念があるのではないかと、だから衛生面に気をつけた方がいいということは申しました。ですから、別にそれを隠す必要もないのではないかとと思うのですが、私は、もうこれはレジオネラ菌の問題が考え……、そういう予防といいますが、そういうことについてをするためにこの改修をしようというふうになったのではないかとと思うのですが、違うのですかね。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

最大の問題は、そのとおりでございます。

○十七番（高橋美智子君） ですから、それをはっきり言ってくださった方がわかるのですけれども。それで観光客の苦情についても、確かに課もそういういろんな方たちの意見は聞いておるのだろうと思うのですけれども、登録文化財ということについて、やはり私は何らかの関係で規制があったり、また配慮しなければいけないということがあるのかどうかということが一番問題であろうと思いますので、登録文化財になれば建築物に何か規制があるのか、制約があるのか、そこら辺のところを説明をお願いしたいと思います。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

登録有形文化財の取り扱いでは、通常望見できる範囲の四分の一以上を改修する場合は、文化庁長官に届け出なければなりません。したがって、外観の四分の一以下の改修のときには、法的には届け出は要りません。

○十七番（高橋美智子君） ということは、中の構造については、温泉課がそういう改修とかそういうことをするのは、してもよいということか、それとも教育委員会と話をしながらとか、そういうことなのか。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

内部については取り決めはございませんが、やはり教育委員会としましては、文化財保護の立場から、できる限り文化財としての価値を損なわないように協議していきたい、そのように考えております。

○十七番（高橋美智子君） そのことで申し上げたいのですけれども、竹瓦地域の人たちが、まちづくりのために竹瓦を中心にしながらいろいろなことを運動してきた人、それから自治会などの、観光客との直接的ないろいろななかかわりの中で推移を守って、こういう問題があるとか、そういうふうないろいろな意見が私はあると思います。それで、何か行政のあり方が、温泉課がこれをしますと、もうこういうふうにするのですというふうな、あり方を問うというよりも、むしろ皆さんたちの意見を聞いて、そして改修についてをみんなで考える、そういう姿勢であるべきではないかなというふうに思うのですが、その点、温泉課はどうですか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

改修に当たって文化財的な価値が高いということは、もうすでに浜田温泉のことも含めて十分理解しております。ただ、市民の皆様を含め観光客、お客様に来ていただいていること・箇所、サービス内容についての改修はどうしても必要となつてまいりますので、この旨は御理解いただきたいと思いますのですけれども、改修に当たりましては、必要最小限の範囲で当たらせていただきたいと思いますと考えております。

○十七番（高橋美智子君） それでこれについて、改修をするのは本当にいいのかどうか

は、ちょっと私もわかりません。だから、このことについてやはりいろんなお話のあることに耳を貸して聞くかということについてだけをお尋ねします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

その分については、十分御意見をお伺いしたいと思っております。

○十七番（高橋美智子君） それで、これからもそういう意味で市民と「協働のまちづくり」ということでありますから、やはりそういううまくいくように考えて、行政は行政の進めることもあるでしょうけれども、市民の理解を得ながら進めていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、次に三番目にまいります。

一般会計の方ですが、一般会計は百六十一ページの敬老祝金支給に要する経費について、一億二千二百六十四万九千円についてお尋ねします。

別府市が四人に一人が高齢者というか、なっているこういう、大変ふえているというか、高齢者人口が心配をされる中に、特に今、浜田市長になっっているんなことの福祉のことも行革といっても、なかなかできない面があるのだらうなということは推察します。しかし、私はどうも前々からこういう敬老祝金というか、財政が豊かなときはいいとしても、少し考える時期に来ているのではないかなというふうに考えているのですけれども、これについての別府市の高齢者人口、どれぐらいが推移しているのかをちょっとお尋ねします。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府市における六十五歳以上の人口は、平成十五年四月一日現在では二万九千九百六十六人、高齢化率は二四・二％であります。平成十六年三月一日現在でございますと、三万三百九十人、高齢化率は二四・五％と右肩上がりに推移しているのが現状であります。ちなみに、二五％を超えますと、「超高齢社会」というふうになるのは必至ではないかというふうに考えております。

○十七番（高橋美智子君） 超高齢化というか、私たち南の方は、もう超高齢化が来ておりまして、本当にそれは、歩く方々に若い人を見つけるのが本当に少ないというか、そういうような状態であります。

別府市では、高齢者サービスの中でこの敬老祝金支給に要する経費ですけれども、これは七十歳以上から七十四歳未満は四千元をいただけるわけですね。それから七十五歳以上は七千元支給しているわけですが、平成十四年と平成十五年、二年間の見込みですかね、十五年度は見込みでいいと思いますけれども、この対象者の人数と支給額を教えてくださいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

敬老祝金的人数と支給を、十四年度から述べさせていただきます。七十歳から七十四歳、平成十四年度決算額でございますが、人数にいたしまして六千九百五人でございます。七

十五歳以上一万一千六百九十六人、支給額一億九百四十九万二千元でございます。平成十五年度決算見込みになります。七十歳から七十四歳まで七千二百五十人、七十五歳以上一万二千二百五十人、支給額にいたしますと、一億一千四百七十五万円というふうに見込まれて推移しているところでございます。平成十四年度と平成十五年度との七十歳以上の人数の比較を見ますと、四・八％の伸びでございます。また支給額を比較してみますと、四％の伸びというふうに移りましております。

○十七番（高橋美智子君） これは本当、一億以上の祝金になっているのですけれども、これ以外に高齢者のサービスというのは、もう数えるのが困難なぐらいたくさんあるわけですけれども、国の三位一体改革などで交付金がもう大幅に減額されていますよね。別府市の福祉について、手当を本当はしたいというか、そういう気持ちは十分あるのですけれども、全国に比べて突出しているというのが、老人保健医療が大変な金額になっています。これは後から保健の関係の方にもちょっと聞きたいのですけれども、また今、私たちが実際に使っていて一番認識しやすいというのは、介護保険のサービスも年々ふえている傾向にあって、第二期に実際に私たちは今入っていて、今度は第三期の実施に向けてを計画している、十七年度からですかね、それがたぶんされているのではないかと思います。この介護保険も本当にこれで大丈夫かなという、これも一緒にあわせて考えなければ、高齢者の問題の福祉については私は語れないのではないかと思います。この三期の介護保険料についてもどれくらいふえて、どのような状態にあるのかを、言える範囲でお願いします。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

今期第二期の保険料、現在三千百五十円でございますが、この保険料を算定する上で第二期老人保健福祉計画、第二期介護保険事業計画を策定しております。しかしながら、第二期の初年度の平成十五年、つまりことしでございますが、ことしは計画値を大幅に上回る介護サービスが行われておりまして、約六十一億の計画値に対しまして四億八千万の増、つまり七・八％の増加が見込まれております。平成十六年、平成十七年もこのような推移をしますと、次期第三期の保険料の改正には保険料の値上げをせざるを得ないというふうを考えております。

○十七番（高橋美智子君） 医療保健課、医療の方は……。すみません、お願いします。

（答弁する者なし）

○十七番（高橋美智子君） すみません、急だったので、ごめんなさい。それで間違いなければ、間違いはないというふうに言ってください。老人保健医療費が、総額十四年度は百五十四億七千万ぐらいで、それから十五年度は百五十七億一千万ということで、二億五千万近くが一年間の間に増額しているということ、私が計算したらそういうふうになっているのですが、それに間違いはないでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） そのとおりでございます。

○十七番（高橋美智子君） それで、今後もこれは減るものではないと思うのですね、どんどんふえていくということで、この医療費については、全国でも突出していると私は思います。そういう意味では、病院が近くにあって高齢者の方たちは安心して治療を受けられるという点については、これは本当にいいことではあるのですけれども、このようにお金がふえていく中で、一人当たり計算しましたら、医療費が約八十二万円にもなるわけですね。こういう異常な、私は異常だと思えますけれども、こういう中でこの財源が、福祉を手厚くするというけれども、しかし七十歳以上の個々人にお金を配ることが、行政行為として本当にみんなとしての公平なサービスであるのかどうかですね。それから、その分今後の福祉に必要な支援事業に充てることが望ましいというふうに私は思っています。

それで、福祉サービスを一たんすれば、やめることはなかなかできないのですけれども、こういうような現状を考えると、私はもうおのずからわかるのではないかというふうに思いますけれども、この点について、これを反対と、もう出ているので反対というわけにはいかないですが、しかし、もう本当に検討する時期ではないか、そういうふうに思うのですけれども、それについて何か意見があったら教えてください。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

敬老祝金のことでございますが、マスコミ等報道によりますと、大分市によりますと、平成十六年度より敬老年金制度を廃止し、新たに高齢者の節目の年齢を迎えるごとに一時金を支給する制度を設けたと。しかしながら、敬老年金制度については、大分県も同様でございますが、全国的にも廃止される傾向になっておるのが現状でございます。

別府市におきましても、他市の実情、情報等収集しながら、第三期別府市介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の中で事業の見直しを行い、限られた財源で、より効果的な高齢者福祉政策の充実を図るように十分検討いたしたいというふうに考えております。

○十七番（高橋美智子君） 大分市は、もう平成十六年度から廃止の方向でいくということですね。大分は若い人たちが多く、高齢者率は別府よりもはるかに低いです。そういう意味では別府のこういうふうな超高齢化の中で、やはり今検討すべき課題だということ述べて、終わります。

○二十六番（原 克実君） 今回、浜田市政になりまして初めての予算編成、国の三位一体の改革の中で、今回緊縮予算ということで非常に厳しい財政状況の中で予算編成がなされています。ただ、その中でも非常に厳しい財政事情にもかかわらず、市民の立場から、新規事業を参入しておることについては、私は今回の予算については評価をしておる一人でございます。

ただ、一点だけ私が今回多少、市長に対して失望したことがあります。それは議第三十

二号、公選挙法に基づいて選挙運動の公費負担。これは、ちょっと私はこの時期はおかしいのではないかなという考えがあります。

なぜかといいますと、先ほど私は、助役の答弁を聞いて落胆しましたね。私は、ああいう判断しかできないのかなと思いました。いいですか。行財政改革は、当然やっぱり執行部も今までずっと継続してやってきておりましたし、私たち議員も、やはり意思決定の場ですから、当然行革を進めなければなりません、議会改革を進めなければなりません。そのために定数削減を今まで三、二減らして合計五名、現状三十一名、前回の選挙で皆さんここに来ておられる方は洗礼を受けたのです。

ところが、前回の選挙で浜田市長が誕生いたしました。そうしたら、やはり新しい首長のもとで私たち議会も行財政改革をどのように推進するかということは、我々議会としても意思決定の中で推進していかなければいけない問題なのです。そして、私たちがなぜこの公費の問題を言うかといいますと、市長が誕生してから、私はこの提案をしたときに

「えっ」と目を疑ったのは、市長の提案理由の説明。平成十五年六月からの分を全部私は読み返した、何で今の時期にこの提案が出てくるのかなということ。要するに市長は、「市民の目線に立った市民政治の実現を目指す。市民の皆様が行政に何を求め、行政はそれをどのようにこたえるのかについて、議会制民主主義を尊重しつつ、さまざまな機会を通して直接市民の皆様意見を聞き、その要望を肌で感じて行政運営に臨みたいと考えております」。私は、これを見て、ああ、さすが市長は市民の目線に立って行政運営を今からしていこうかと思っているなと感じたのです。

そして、市長が年頭のあいさつに、「これからはいろんな緊急に取り組む課題があるけれども、観光の再生、財政の再生、この二つが大きな行政の眼目です」ということを言われておるのですよ。私はこれを聞いておって、今ずっと私たち、市民の方と対話をする中で、「今の市長さんはどうですか、今の市政はどうですか」と聞かれたとき、私なんかは、「今の市長は本当に真正面から取り組んで、まじめないい市長ですよ。恐らく市民の目線に立った財政運営ができると私は期待しています」と、市民の皆さんには言っております。

今回、私はこの公費負担が悪いとは言っていない。これは国の制度で決まったことですから、法律で決まったことですから、この制度そのものを否定しているわけではないのです。今の時期になぜ出たかということなのです。

先ほど、選管の局長、あなたが説明をいたしましたけれども、この制度が選挙法に基づいて法律として決まったのはいつですか。それと、先ほどの説明の中で大分県十一市の説明がありませんでしたけれども、大分県の十一市はどうなのですか。その状況を、お知らせください。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

第一点目は、たしか平成四年ではなかったかと思えます。

それから、第二点の実施状況、大分県の状況でございますが、もう過去にもお答えいたしましたように、佐伯市と大分市で実施しております。

○二十六番（原 克実君） 要するに先ほどは全国平均と都道府県、県会とかいろんなことを言いましたけれども、大分県の十一市の中ではまだ二市しか実施してないのです。逆にいえば、この大分県の十一市の判断の方が賢明ではなかったかな。例えば今、市町村合併が進んでおります。十一市の財政状況は、別府も悪いですけれども、実際言って厳しい。大分も厳しいはずです。そういう中でやっぱりこの公費問題だけが論議されるのは、私はおかしいのではないかなと思います。本来私たちは、議会が意思決定をする場であるならば、やっぱり議会改革と同時にこの公費制度の問題をどのように取り扱うかということを考えていく必要があるのではないかな、このように思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

今回、例えば私が一番心を打たれたのは、市長が、緊急財政再建都市を目指すということで答申をされました。この別府市行政改革大綱に関する見直しの答申。これを、一面を私があけて読まさせていただいたときに、謙虚な気持ちでこの答申がなされていることについて、私は本当に胸が痛むような気持ちがしました。

最後をちょっと読ませてもらいますけれどもね。「市議会は、市民の代表により構成をされる議決機関であり、何より市議会自身の意思を尊重しなければならないが、議会の内部での行政改革の検討を要望することの意見があったということを申し添えておきます」。これは本来、議会自体がこれを謙虚に受けとめて議会改革を進める中で、公費負担がどうであるかということ論議することが一番ベターだと思います。今、議会の中でもケーブルテレビをどうかということも言われております。これは開かれた市政を市民の皆さんに見ていただくということが一番大事なことですから、いいことだと思っております。それで、この公費負担も、これは法律で決まったことでもありますし、やはり新人の議員さんの、要するに新人の候補の登竜門で、やはり出たい人、出したい人、そういう人たちが自由に出られる、意思決定ができることはいいことだと思います。でも避けて通れないのは、行財政改革をどうしていくかということでしょう。今回のこの大綱の中にも、助役が言いましたけれども、あたかも五人減った、今まで議会も進めてきた、定数も五人減った。そのときは、市民百名に対して職員一人の問題ではないですか。今度のこの大綱は、市民百十五名に対して職員一人、これを目標にやっているのでしょうか。ということは、職員も自分の身を切られるのですよ。私たちもやはり定数問題は、一人一人個々からみれば議員の身を切られることなのです。でも、それは避けて通れないのが行革なのですよ。

今回の退職金問題もそう。私ね、六十四名の職員の皆さんが、今回勸奨または定年退職をやめていきます、その退職金を見たときに、ああ、大きいな、どうもこうもならんという人がおるかもしれんけれども、よくぞ四十年間勤めてきて、この退職金をいただきな

がら、また第二の人生を歩き、市勢の発展のために貢献してくれるなど思ったら、胸が痛む。その人たちが四十年間働いて得た報酬、平均すると約二千八百万。市長が、今度は退職金が載っていました、前市長の退職金。三千二百何十万。今回の選挙から市長さんの退職金が、5%カットして三千万ちょっとになったとはいいいながら、四年間務めた首長さんの退職金三千万と、職員が四十年間働いて得た報酬である退職金。私は、これはどっちが重みがあるか、そういうことも感じました。

ですから、今回の議第三十二号、これはやはり議会の改革と同時並行して進めていく問題があるのではないかと私は思います。まだ次の選挙まで三年あります。これが早いが遅いかと言う人もおるかもしれませんが、市長も「市民の目線で」と言われております。私たち議会も、議会で論議をしながら行財政改革を執行部に訴えながら、「生活者の政治」とか「働く人の身になって」とか「市民が主人公」とか言っておるけれども、もしこれを安易に導入することであれば、自分のことしか考えてないととられても、これは当然だと思います。（発言する者あり）それは選挙は公平ですから、だれが出てもいいのです。でも、要するにそういうことの中で、私はこの問題は進めていかなければならない、このように思いますが、助役、どうなのですか、これは。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この公営選挙の実施につきましては、以前から議会でも議論をいただいたところでございまして、そのような経緯を踏まえまして、今回、周知期間を十分にとらせていただくということでこの議会で提案をさせていただいたところでございます。

先ほど私、行革の件について御答弁させていただきましたが、まだ十分な答弁ができなかったわけですが、私の思いでは、議会みずからが行革に取り組んでいただいた、そういったことで経費の捻出についても御協力をいただいておりますということも、あわせてお話し申し上げるつもりで申し上げましたが、行革に対する基本的な考えは、やはり最少の経費で最大の効果をとということが行革の基本でございます。市民の理解を得るためには、それが一番大事であるということは十分認識しております。そういったことから、行政の方としてもこの行革に対しては取り組まなければ、全部何もかも節減ということではございません。必要なところには、やはりつけていくという施策も十分必要かと思えます。また今回の公営選挙については、全国的な流れ、今までの議会の経緯を踏まえて提案させていただきましたので、そういったことを御理解のほどよろしく願います。

○二十六番（原 克実君） あなたの言うことはわからん。理解できん。だって、この制度が、要するに選挙制度が改善されたのは平成四年ですよ。あれから十年たっている。その中で都道府県が実施したところもあれば実施してないところもある。大分県は、要するに大分と佐伯だけしかしてないと先ほど選管の局長が言いました。だから、それぞれの首長さんの判断、議会の判断でこれは実行しているのです。だから行財政改革を進め経費を

節減するのが当たり前なのですよ。これは当然やらなければいかんこと。でも、そこに座っている中で助役さん、収入役さんは行政の一番ベテランですよ。それをあたかも市長が提案しているように今回は――市長が提案するのが当たり前ですから――提案をしているのですけれども、あなたたちがちゃんとそういうところはやっぱり市長と話し合った中で、「今は時期ではないですよ」ということを言って、本来は行財政改革を推進する中で、行政と議会とが車の両輪となって進めていくことが、私は一番正しいことだと思っております。そうではないですか。

ですから、私が――市長――言いたいのは、要するに首は縦に振ることはあります。でも首は横だって振れるのです。回すことだってできるのですよ。だから「ノー」とやっぱり言えるだけの市長であってほしいと私は思います。「まだ今は早い、今は出すな」と。今までの市長はずうっとそうしてきたのですから。でも、今まで十四年に提案したときは、各会派の合意の中で定数削減も二した。ですから、今回の選挙は公費負担をしようではないかということで合意したことだったけれども、首長が提案しなかった。今回は、市長がみずから「観光再生、財政再生」を打ち上げた。それにこたえていくのが、私たち議員の務めではないですか。だったら、やっぱり行革をする中でそういう全体的なものを見ていく、それが私たちは賢明な意思決定機関としての議会の役割だと思っております。ですから、今回の提案を一回私は逆にいえば、みずから執行部が取り下げてもいいのではないかなと私は思うのですが、その点はどうですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この件につきましては、以前からもこの議会で議論されたところでございまして、私ども、先ほど御答弁申し上げましたように、全国的な流れ、それから平成十四年十二月八日、市議会八会派からの任意公営選挙の条例制定実施についての要望書の提出を受理したこと、また十三年九月、本会議で発議された、これまでの議会での長期にわたる質疑された状況、こういったことを十分経緯を踏まえまして、今回そういうことで提案をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

○二十六番（原 克実君） その時の首長は、だれだったのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

前市長でございます。

○二十六番（原 克実君） 現在の浜田市長も私たちも、選挙を終えて当選してきた議員ですよ。ですから、要するに今の市長の考えの中で「観光再生、財政再生」、これを進めていく意思があるならば、それに沿って私たちも議会改革をしていかなければいかんのではないですか。

私は選管の局長を責めるわけではありませんけれども、それぞれの会派の意見を聞きに来た。そのとき私は、厳然として、「今は時期ではありません。今、みずから市長が行財

政改革に取り組もうとしているときに、今出すのは時期尚早です。もうちょっと時期を煮詰めて、議会の改革を進める中で今回の提案はすべきではないですか」ということを言いました。「ああ、そうですか」と帰った。ですから私は、今回の議会にこれが出るなんて思ってもなかった。それが突如出てきたのです。ですから、もうこれは出された以上はどういうふうな取り扱いをするか、議会は意思決定の機関ですから、当然何かの対応をせねばいかんと思います。でも、私がひとつ言いたいのは、幾ら提案しても、これは取り下げても法律違反でもないのですよ、行政の姿勢です。

例えば封建制度の江戸時代にあつて行財政改革をやり上げた上杉鷹山。この人の言う言葉、信条は何であつたか。「誤つて改むるにはばかりることなかれ」、これが上杉鷹山の信条だつたのですよ。ですから、今は時期が悪い、もっと議会で論議をしてもらつてやるのだつたら、ちょっと提案を取り下げても、これは上杉鷹山の「誤つて改むるにはばかりのことなかれ」という言葉を信条として行財政改革をやり遂げた、あの封建時代にですよ、別に私は恥じることはないと思いますが、どうですか。

○助役（大塚利男君） 今回のこの条例提案については、十分内部でも協議をいたしました。先ほど御答弁申し上げましたとおり、今までの経緯等を踏まえた上で十分な周知期間をとる必要があるということで、今回の三月議会に提案をさせていただいたわけでございます。今回の条例の改正につきましては、そのような経緯でございますので、御理解のほどをお願いいたします。

○二十六番（原 克実君） 助役は「周知期間、周知期間」と言うけれども、周知期間は三カ月でも周知期間、半年でも周知期間、三年でも周知期間なのですよ。だから、なぜ、では今これを提案せねばいかんかつたのかということです。だから、議会が意思決定をするまで、私はこの提案を引っ込めてもおかしいことはないのではないですかということをおっしゃるだけです。

これは、これ以上論議しても、もうあなたたちはだれから言われてどうしたか、私はわからんけれども、ぼんと上げてきた。それで市長も、これを本真正に行財政改革を進めようとするならば、やはりもうちょっと時期を考えてほしかった。そして議会との調和の中で、やはり私はこのものは提案すべきではなかつたかなということを申し添えておきます。

議長、これは議会全体にかかわる問題です。できれば私はこの議会改革を推進すると同時に、この取り扱いをどのようにするか、できれば議会で継続審議なりをしていただいて検討委員会を設置し、議会の改革と同時に進めていくことを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。（拍手）（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） ここでお答えするあれにはならないと思いますので、御意見は御意見として承りました。

○二十六番（原 克実君） ぜひこの点につきましては、議長の方に、議会全体のことと

して取り扱いをお願いしたい、このように思います。

では、次に一般会計の方に移らせていただきます。

一般会計の中で特に政策的なものについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず一点は、土木費について。一般会計の二百三十六ページ、二百三十七ページですね。道路維持に要する経費二億五千三百七十六万一千円計上されております。これの説明。それともう一つは秋葉通りの改善、この道路、北浜ホテル地区の歩車共存道路の整備、これについて御説明をお願いします。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

道路維持に要する経費といたしまして、二億五千三百七十六万一千円を予算計上しております。昨年は、景気浮揚対策といたしまして三億五千三百七十九万二千円の道路維持事業費を実施いたしましたところでございます。

本年度は、先ほど議員さんがおっしゃいますように、緊急財政再生元年でもありまして、財政再生中でもありますので、通常ベースの予算で事業を行っていきたいと考えておるところでございます。しかし、道路維持事業につきましては、直接市民生活に影響いたしますので十分考慮いたしまして、緊急性、危険性等を考えながら、市民の皆様の要望にこたえていきたいと考えているところでございます。

次に、北浜ホテル地区歩車共存道路の整備事業でございますが、これは平成十三年度から整備を進めております。平成十七年度で事業が完結するわけでございますが、今年度は延長約二百三十五メートルで事業実施をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後 一時 二分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○二十六番（原 克実君） 道路行政を若干聞いていきたい、このように思います。先ほど一応説明を受けましたけれども、再度お願いしたいと思います。

それともう一つは、今回一緒にお願いをしたいことは、都市計画関係にバリアフリー法の策定が上がっています。これについても、ひとつ一緒に御説明をお願いしたいと思います。

○土木課長（金澤 晋君） それでは、お答えいたします。

北浜ホテル地区の歩車共存道路の整備についてでございますが、歩行者の通行が優先されます住居商業系の地区におきまして、歩行者の安全を確保するための歩車共存道路の面的整備を平成十三年度より行っているところでございます。現在まで整備済み延長といたしまして九百七メートルが整備済みとなっております。今年度は施工延長二百五十メートルで、工事費といたしまして四千万円を予算計上させていただいております。平成十七

年度には全線開通いたします。そうしますと、千四百メートルが完全な歩車共存道路となる予定でございます。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

まず最初に、午前中御質問のありました秋葉通り線の道路改良に要する経費についての七千万円でございますが、これにつきましては、上げております経費につきまして、用地補償費といたしまして、それから用地購入費――「用地補償」というのは、大変すみません――物件補償費といたしまして、それから用地購入費、それから工事費として計上してございます。これにつきましては、現場の秋葉通り線の改良の進捗率が、今九八％でございます。平成十六年度のこの費用によりまして、一〇〇％としたいというふうに考えておるところであります。

それから、続きましてお尋ねの交通バリアフリー基本構想の策定に要する経費についてでございますが、今回一千二百万上げさせていただいておりますが、これは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法でございますが、この法律に基づきまして、別府市が定めるべき道路にかかるバリアフリーのための考え方、それから方向性などを定めるように今回考えて予算計上しております。

その内容についてでございますが、少し具体的に言いますと、この検討協議会なるものを立ち上げる必要があると思います。これにつきましては、学識経験者の方、それから、これはNHKの放送、その他大分合同でも非常に問題になっておりますが、バリアフリーでいろんなことをやっても、現実に使っている身障者、そういう方々の本当のところはわかってないのではないかというような議論があつていますが、その身障者本人それから支援者の方々の代表、それから、そのいろんな関係者、公共交通機関の関係者の方々と公安委員会の方々と道路管理者、そういう方々を含めまして一応そういう協議会を立ち上げて別府市の方向を定めたいということで、今回上げております。

○二十六番（原 克実君） よくわかりました。なぜ私が道路整備事業等、今回のバリアフリーの基本構想と一緒に質問したかといいますと、当然これは今後、交通バリアフリーということですから施設の要するにバリアをなくすということもありますけれども、やはりこれは改正ハートビル法、それからユニバーサルデザイン、障害者に優しいまちづくり、そして私たち自身が暮らす社会にも優しさを与えるというような観点から、いろいろしております。これをどのように整合性を持たせながら進めていくかということ、ただ公共施設だけのバリアフリーにとどまらず、私たちが日常生活をする道路の面にもやはりこのバリアフリーということが一つの大きなポイントになってくる、このように思います。

本来はこの交通バリアフリーは、平成十一年に国が施行されておりますし、それから改正ハートビル法は、これは何年ですか、平成十三年ですから平成十四年ですね、十四年に

施行されておるのです。ですから、そういう意味で別府市は、平成十三年に関係各課によるバリアフリー推進会議を立ち上げておると思うのですね。ですから、本来は私はちょっと遅きに失したなというような感じがしました。そういう協議を今後進めていくことについては、私は、ぜひリーダーシップをとりながら、行政がある程度基本的な理念を示しながらリーダーシップをとるということが一番大事なことです。今後、道路においても公共施設においても、それから民間のデパートとか劇場、こういうところを含めても本当に障害者、健常者を含めた高齢者が、安心して暮らせる社会、こういうものを目指してやっていただきたい、このように要望しておきます。

それから道路の方に返りますけれども、秋葉通りがもう九八%、要するに認可区域ですね。計画区域になりますと、これはまだ四〇%ちょっとぐらいだと思いますけれども、認可区域ではもう九八%、あと一部分の用地買収を残して一〇〇%できるわけですが、要は市街化区域の幹線道路の機能を考えたときに、では、これからどういう観点で中心市街地それから調整区域の道路整備をしていくかということが、大きな問題になるのではないかなと思います。秋葉通りが、現在の山田関の江線まで仮に一〇〇%できたとしますと、その交通機能を果たすためには、当然、山田関の江線が完成しなければ、これは機能を果たせないわけですね。現状、山本病院のところから青山通りまでは整備が進んでおります。進捗率は、後ほど聞けばわかると思いますが、恐らくまだ八〇%か九〇%ぐらいだと思います。要は青山通りから富士見通りまでが完全に開通させないと、拡幅できませんと、ちょうど朝のラッシュ時期、夕方のラッシュ時期のあの車の連なる状況、これは都市計画課長が見てもわかると思います。土木課長が見てもわかりますように、混雑を来しております。なぜなら、交通機能がよくなりますと、そこに車が集中するわけです。ところが、あの部分だけがちょうど便秘状態を起こしているのです。だから、要するに混雑をする。だから、できるだけそういう交通機能を考えたときには、早く着手し完全に都市計画道路が完成するような方法を今後とっていただきたい。それが交通バリアフリー法に適用にもなるし、そしてまた道路行政の中にも大きな意味合いを持つのではないかなと思います。

課長、今、別府市には市道が何キロあって都市計画道路が何キロあって、その市道の中に都市計画道路を含めて歩道敷部分がどのくらいあるか、ちょっと教えてください。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

現在、市道として二千三百九十二路線が認定されております。距離といたしまして六百二十八キロが市道と認定されているところでございます。そのうち歩道が設置されている道路延長につきましては四十九キロ、路線にいたしまして百十九路線があります。この歩道が設置されている道路につきましては、ほとんどが昭和四十年から五十年代にかけて設置されたものでありまして、現在老朽化をしているというような形で認識はしております。

○二十六番（原 克実君） 別府市の中にもこれだけのやっぱり市道、都市計画道路が張りめぐらされているのですね。その中で特に歩道部分と云ったら四十九キロ、百十九路線あると言われております。これは当初やっぱり温泉豊かな別府として、鉄道であるとか船舶、バスなどの交通機関に合わせて道路がどんどん発展してきた。その当時は、目的は車と人間が歩くだけでしたけれども、要するに車から人間を守るために歩道が設置された。ところが、もうその歩道が昭和二十年、三十年、四十年代に設置した歩道ですから、全くバリアフリーになってない。私も、ずっとこの議会で道路の整備と歩道の整備ということで訴えてまいりました。今回、そういう中で餅ヶ浜中津留線の歩道整備に要する経費一千三百万が計上されました。このやはり歩道のある市道または都市計画道路、これを交通バリアフリー法とあわせてどういうふうに今後整備をしていくかということが、今後の道路行政に課せられた大きな課題ではないかと私は思います。それで、例えば観光を目的とする幹線道路なのか都市計画道路なのか、それとも市民生活に特に重要な意味をなす、要するに幹線道路か都市計画道路か、こういうことをしっかり選択していただいて、優先順位をつけていただいてやはり道路整備というのはしていかなければいけないのではないかなと思います。前の市長さんは、ニューディール政策ですかね、歩道とか側溝とかいろんな整備をするということで、平成十三年ですか、約四億円、それから平成十四年度に三億五千万ですかね。今回はもとの平年に戻って二億五千万ですからね。ただ、要するにそれだけに頼るのではなくて、国や県の補助を受けながら幹線道路の整備というのはできるわけですから、それを整備をしなければ観光の再生とか言ったら、やはり我が別府がどのような景観とどのような形態をするかによって、観光客も潤いある別府市、それから私たち市民もやはり安心して安全な生活ができる基盤整備、これを進めていくことが一番大事なことです。その点を今後重要視して整備を進めていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

先ほど、都市計画街路また市道につきましては、それぞれ課長が答弁を差し上げました。都市計画街路は現在、市道が二千三百九十二本ある中で都市計画決定している路線が二十六路線ございます。その中で整備率といたしましては、都市計画街路のみをとりますと三八・一％と低うございます。

今後の道路整備でございますが、維持費といたしましては通年ベースということで、財政当局と協議した中で決定させていただきましたが、今後につきましては、当然、議員さんがおっしゃるように幹線道路の整備、これが重要課題と思っております。これは観光客のみならず、市民生活の中で重要な位置づけと思っております。先ほど議員さんが言われましたように、四十年から五十年の時代の道路形態でございました。それが今はバリアフリー、またユニバーサルデザインを取り入れた道路形態という手法になっております。私

どももそれを踏まえまして、幹線道路につきましては補助対象となります。それで、幹線道路につきましては補助をいただきながら早急にバリアフリーを取り入れた歩道整備また車道の整備をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○二十六番（原 克実君） この道路整備も、やはり別府の都市の形態をなす重要な課題でございます。そういうところを踏まえて、今後道路整備をぜひ進めていただきたいと思います。

あと歩道については当然、街路樹というのが今後またつきものですが、これは一般質問の方でまだ述べさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○十番（平野文活君） それでは、まず消防の問題から入りたいというふうに思います。

一般会計の二百六十八ページに、消防装備に要する経費というのがあります。そのうち備品購入費について説明をしていただきたいと思いますと思うわけですが、これは例のマンション火災の教訓から、新しいいろんな装備が購入されるという予算のようでございますが、どういふような装備品が装備されるのか。また、これは火災事故との関連と申しますか、どういふ教訓からこういう装備がされるのか、説明をしていただきたいと思います。

○消防次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

それでは、消防装備に要する経費の備品購入費について、御説明をさせていただきます。

まず、一点目の消防車両購入費三千三百万でございますが、これは亀川出張所に配置予定の高規格救急車の購入費用でございます。次に、消防設備用備品費九百五十万でございますが、これは空気呼吸器十基、それから空気ボンベ七本、それから新採用職員が一応九名予定されております。この九名分の防火衣等でございます。それから、次に緊急整備対策装備品等購入費一千万でございますが、この中身につきましては、三連ばしご四基、それから空気充てん器一台、それから携帯警報機四十基、それからトランシーバー十基、それから熱画像の装置一基、こういったものでございます。

○十番（平野文活君） 特にその緊急整備対策装備品の一千万は、新規事業というか前年度にはなかったものでありますが、その購入の意味と申しますか、例の事故との関連について説明をしていただきたいと思います。

○消防次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

今、議員さんから御指摘がございましたように、これは一昨年十一月十八日に発生をいたしました火災事故を教訓に、それから議会等におきましても御指摘のありました装備類を緊急に整備する必要があるということで計上させていただきました。

○十番（平野文活君） 私は何回か一般質問や何かでも、この火災事故の問題で質問をさせていただきましたが、警報ベルが鳴ってフラッシュオーバーが起こるまでの間何分間があったのだけれども、なぜ脱出できなかったのか、救出できなかったのか、なぜ外部との連絡がとれなかったのか、そういうことを非常に素朴に思いましたし、また、浴室の窓が

ら顔を出して救助を求めるといった行為が二回もあったにもかかわらず、なぜ外からの救助ができなかったのかというふうなことを非常に思いました。すべて装備が問題と、それだけで解消できることではないとは思いますが、せめてそういうことが起こった場合に対応できるような整備が完備をされていたら、もしかしたら命まで失わなくても済んだのではないかという思いを非常にしてきたわけであります。そういう思いから、この装備の充実ということもお願いをしてまいりました。そういう点でいうと、一千万円という予算は非常に多い予算でもありますし、しかし、命をかけた仕事をサポートするという点ではそれほど多いとも思わないわけであります。

熱画像直視装置というのは、人が倒れているかどうかということの発見が暗やみの中でもできる、あるいは火元がどこにあるかというふうなことも熱を感知して見るができる、そういう装置だそうであります。あるいは、トランシーバー十基というのも、ヘルメットに装着して作業をしながら外部との連絡が可能だという装置だそうであります。三連ばしごも一本しかない。それで一本は使用中だったから、窓から顔を出しても使えない、こういうふうな状況で、それをさらに四基装備していただくということでございますから、私は、この装備の意味というのは非常に大きいし、事前にこういう装備が充実しておればよかったのになという思いが、今さらながらするわけでございます。したがって、今後ともこれで万全ということではないでしょうから、ぜひ消防職員の安全にかかわる装備類というのは、今後もぜひ充実をしていただきたいということを申し上げたいと思っております、その点はどうぞ。

○消防長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防本部の消防装備類につきましては、これは消防職員の消火活動にはなくてはならない装備であります。そういったことを前提にしながら今後もさらにその装備については充実するよう、また財政当局と協議しながら進めていきたいというふうに考えています。

○十番（平野文活君） その方向で、ぜひお願いをしたいと思っております。

続いて、二百二十九ページのピーコンの補助金の問題について、お伺いをいたします。

この問題は先ほども質問がありましたが、まず県の補助金がカットされていくということでございますが、県の、どういうふうにカットされていくのか。何か三年間で廃止するという新聞記事も見たのですが、そういう方向なのか、県の方針について説明をしていただきたいと思っております。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

県案では、現在、毎年一億円の負担金でピーコンの管理経費を市に交付しているものですが、当初は、ことしからゼロ円という回答をいただきまして、その中で協議する中で、十六年度は――「ことし」というのは十六年度ですけれども――協議の中で六千万、市も二億五千万を一億四千五百万という、その経営改善の中で二億で経営をやっていけるとい

うお互いの協議の中で話し合いをしまして、そういう金額になったところであります。そして来年度につきましても、その経営の内容を見まして、来年度は一応五千万という県の補助金という形で今は答えをいただいております。

○十番（平野文活君） 県は、今年度六千万に、来年度五千万にと。十八年度は、どういう方針なのですか。

○観光経済部長（東 昇司君） 現在は、十八年度はもうゼロ円という形で一応いただいておりますが、この時点でもう一度話し合うという、お互いに協議するという形で、約束の中に十八年度再度協議をするという話し合いができていますので、またそこで協議に入ろうと思っております。

○十番（平野文活君） 私はこのニュースを聞いて、県の方針は言語道断だというふうに思いましたと同時に、これでまた別府市の負担分が大幅にふえるのではないかということをお心配いたしました。ところが、今年度の予算を見てみると、先ほど部長からも説明がありましたように、別府市も減らすのだということでございます。そうすると今度は、では、そんなに減らしてピーコンはやっていけるのかという逆の疑問というか心配が出てまいります。先ほどの答弁では、やっていけるというお話でございましたが、どういうふうにしてやっていくのか、お伺いをします。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

企業の経営の努力という形であります。先ほども述べさせていただきました、職員の減をもう図っております。これからは、収入につきましては収益の増を図るという形で誘致活動の強化や他の機関と連携を図りまして収入増を図り、支出につきましては一番大きな委託料、光熱水費等の大幅な削減という形で進めていきたいと考えております。大変厳しい経営運営を強いられておりますが、三者で話して何とかやっていこうという形で現在進めているところでございます。

○十番（平野文活君） 県が四千万削り、市が一億五百万削ることになるのですかね。それでも努力してやっていくとおっしゃるわけですが、それならば今までなぜできなかったか。今までの補助金は出し過ぎだったのではないかというふうにも逆に思うわけでありませう。ピーコンの経営がどういうふうになっておるかということをお改めて勉強させていただくために、十四年度決算書を見させていただきました。私も勉強不足ではあったわけですが、これを見ると六億六千七百万円の基金が積み立てられておる、そのほかに預金もある、また十五年度の剰余金も出ている、こういうようなことを書いてありましたが、預金と十五年度の剰余金は幾らでしょうか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

平成十四年度の収支決算によりますと、基金の積立金は、言われましたように約六億六千七百万の基金が積み立てられております。剰余金はちょっと……（「はい、いいです」

と呼ぶ者あり) はい、いいですか。

○十番(平野文活君) 私の理解では、ピーコンを運営する際に、貸し館業務などでの事業収入だけではやっていけない、そのためにいうなら赤字の補てん分として県が一億、別府市は二億七千万、十五年度は二億五千万でしたけれども、それだけの補助金が必要なのだと。この補助金の比率についても私は疑問があるということでは言ってきましたが、少なくともこの運営に必要な必要最小限のお金が、県、市それぞれから補助されているのだなというふうに理解をしておりました。ところが、基金が六億六千七百万もあるということでは、毎年毎年お金が余っていたということになるのではないですか。その余ったお金を毎年積み立ててきて、それが六億六千七百万になっている。ということは、今までの二億七千万あるいは二億五千万、これが必要最小限の補助金ではなかった、いうなら出し過ぎだというその結果が、これだけの金が積み立てられた背景にあるのではないかというふうに思うのですが、そこら辺はどうですか。

○助役(大塚利男君) お答えいたします。

基金の積み立てでございますが、コンベンション、ピーコンにおきましては大きな施設でございます。基金を積み立てたとき当初試算をいたしまして、始めるときには四億が足りないというような試算をいたしまして、県がそのうち一億、別府市が三億ということで始まったわけでございます。その運営の中でやはり一番心配したのは、大型の補修、特に備品等におきまして、施設備品など大型のジャンボトロンなどは、もう一基だけで何億という金額でございます。これが故障したときの心配というようなこともいたしました。県・市ですぐに何億というような支出というのは不可能という判断もいたしておりました。そういったことで、その次の年から、そのままの状況でいくと金額が足りなくなる、四億以上に足りなくなるのではないかと、そのようなことから、まず人件費の見直し、そのようなことで市の職員が当初十人近くピーコンの方に配置されましたが、それを少しずつ減らしていき、臨時・嘱託の活用というようなことで金額を、人件費の節減を図り、余った分については基金にする。その基金というのは、そういった目的のために使いたいというようなことで、一遍にその財源措置ができませんので、いただいた補助金の中から準備のために、そういったことで積み立てたものでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○十番(平野文活君) そういつきのために、県も市も公共事業費基金だとかその他、要するにそれぞれの本来の会計の中に基金を積み立てているわけで、ピーコンに基金を積み立てる理由にはならないというふうに思います。それでも結果としてこれだけの基金があるわけですから、私は、この基金の活用をして補助金をできるだけ低く、別府市からの補助金をさらに低く抑えるべきだというふうに思うのですが、そこら辺はどうですか。

○助役(大塚利男君) 議員さんの御指摘を踏まえまして、今後基金の活用についても十

分御指摘の分も取り入れて、県と協議の中で検討してまいりたい、そのように考えております。

○十番（平野文活君） 市としてはそういう立場でやってもらいたいし、特に冒頭に説明がありました、県はゼロにするという方針のようございまして、これは別府市としても受け入れられない、そう思うのですね。県の施設ですよ。別府市の施設はごく一部です。ですから、一対三というお話がありましたが、それが逆転しておって当然だというふうに私は思います。ですから、五年後に負担割合を見直すというお話でございましたが、なるべく基金の活用に努めながら、十八年度にはゼロにするという方針を持っているようですから、もうこの十八年度前に私は負担割合の再協議というのが必要だというふうに思いますが、そこら辺の方向性はいかがですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今後引き続き県の財政支援について協議をしていきたい、そのように考えております。

○十番（平野文活君） そういうことで、よろしくお願いします。

続きまして、一般会計の財政運営と申しますか、この問題に移りたいと思います。

市長は、施政方針の演説でも幾つか重点・基本的な市政運営についての考え方、行革の問題がイの一番に出ておりましたが、私は、市政運営の目標と申しますか、市民の立場から見た場合に、市民の暮らし応援ということがイの一番ではないかなというふうに感じております。

そこで、まず、これは財政課長になるのですかね、ちょっとお伺いしたいのですけれども、市民税の収入の落ち込みの問題。十五年度の決算の見込みがあると思いますが、それはどれくらいで、今年度予算はどれくらい見ている、これは予算書を見ればわかるのですが、どれくらい見ているのか、まずそこら辺からお願いします。

○納税課長（梅木 武君） ただいまの御質問にありました、十五年度の市民税の決算見込みはどうかという御質問ですが、純粋な市県民税につきましては、決算見込みベース、収入ベースから言いますと、これは三月時点の見込みですけれども、予算を若干下回る見込みとなっております。それから調定額につきましても、予算よりは二億強下がるような状況となっております。

○十番（平野文活君） これは財政部長からでしたか、どなたかからでしたか、資料をいただいたのですね、事前に。市民税の収入の十五年度決算見込みは四十五億五千三百二十七万円ぐらいということであります。私が議員になって最初にいただいた決算資料というのが、平成十二年度の決算からいただきました。そのときが、市民税の収入決算額が五十四億二千九百三十七万円でした。これは差し引きしますと、五年間で八億七千六百万円の市民税収入の落ち込みというふうになっております。これは市財政にとって大変大きな落ち込みだというふうに思うのですが、その背後に、なぜそうなっているのか。市民の所

得が減っているということがございます。いただいた資料でも、時間の関係もありますから申し上げますが、この予算書の中に市民の総所得というのがありますね。それにいろんな控除をしたりして課税の標準額が決まっていく、それに税率を掛ける、こういう方式のようですが、そのもとになっている市民の総所得が、私が議員になって最初にいただいた十一年度の予算書では約千五百億円なのですね。今回新しい十六年度の予算を見ると、これが約千三百億円になっている。つまり二百億円総所得が減っている、これが市民税収入の落ち込みに反映をしているのではないかというふうに思います。この落ち込みの原因は、もう当然のことながら長期の不況であります。そういう状況の中に市民は置かれている。ここにやっぱり一番の目を向けて、市民の暮らし応援の政治が市政の大目標でなければならぬのではないかというふうに私は思います。

そこで、財政運営の、今回の予算をつくる際に非常に困難な状況を生んでいる、国からのお金が大幅に削減されている問題について質問をさせていただきます。

地方交付税は、今回が約六十五億円の予算ですね。年度の決算見込みから比べて、この地方交付税の代替措置として臨時財政対策債などもありますが、その両方合わせてどれくらいの削減がされたのか、お答え願いたいと思います。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

地方交付税では、平成十五年度決算見込みにおきまして七十六億一千五十三万円で、平成十六年度予算では、先ほど議員さんがおっしゃいましたように六十五億円を計上しております。この差であります。十一億百五万三千元、約一四・五％の減となっております。また交付税減額の大体措置といたしましての臨時財政対策債ですが、平成十五年度決算見込みでは二十二億九千七百万でございますが、平成十六年度予算では十四億円の見込みでありまして、八億九千七百三十万の三九・一％の減となりまして、地方交付税と臨時財政対策債の減額合計は十九億九千八百三十五万三千元となっております。

○十番（平野文活君） 長期の不況で市民税収入は落ち込んでいく、それに加えてこうした二十億もの国からの交付税関係の削減がある。地方自治体を運営していく上で非常に厳しい内容になっているのではないかというふうに思うのです。市長の提案理由の説明の中にも、予想以上の大幅な減だと、財源不足が生じたために当初から基金の取り崩しで財源を補てんするというふうに説明をされ、十一億円の取り崩しが行われたわけですが、国の財政難の原因云々という問題はここで議論することではありませんが、いずれにしても財政難を理由にしてそのツケを、それでなくても厳しい地方に転嫁しているというふうに私は思うのですが、そういう国の方針に対して、私は、市長として一言あってもいいのではないかというふうに思うのですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

国の三位一体改革に従いまして、先ほどから申し上げております地方交付税、それに付

随します臨時財政対策債の大幅な削減によりまして、当市におきましても厳しい予算編成が強いられたところでございます。そういう中で行政サービスに支障を来さないということで最大限の努力をいたしまして、基金の取り崩しで補てんをしてきたわけでございます。

そういう中で、平成十五年五月二十日の九州市長会及び同年の十一月十三日の全国市長会におきましても、地方分権の確立に向けた三位一体改革に関する緊急決議案等を行ってきたところでございます。そういう中で今後につきましても、機会あるごとに税源の移譲等を働きかけていきたいというふうに考えております。

○十番（平野文活君） もっとあると、今度の予算にあらわれた問題点として。国庫支出金が三億幾ら、また削減をされております。中身をちょっと聞きますと、いうなら福祉直撃と言っていいような内容になっております。公立保育所の補助金の問題や医療問題、介護関係など八種類の補助金削減が、今回の別府市の予算にもあらわれておりますが、その内容について説明していただきたいと思っております。

○財政課長（徳部正憲君） 三位一体改革の一環で国庫補助金、負担金の削減がなされているわけですが、公立保育所運営費負担金等、今わかる範囲では八件の一般財源化による影響を受けております。この削減額は二億八千三百万で、これにかわりまして所得譲与税として税源移譲されるわけですが、この金額が、今のところ県からの通知では二億一千万、この差額約七千二百万が、地方自治体に影響を受けているということでございます。

○十番（平野文活君） 差額を言うなら、交付税などの削減もあわせて言わないといけません。この八種類の内容ですね、何が幾ら削減されるのか、説明をお願いします。

○財政課長（徳部正憲君） 保育所運営費負担金、これは公立分でございますが一億五千七百五十五万一千円、それと、それに付随します県費関係七千八百七十七万五千円、児童手当事務費委託金四百四万五千円、児童扶養手当事務費委託金二百六十万三千円、生きがい活動支援通所事業費補助金百五十二万六千円、緊急医療在宅当番医制度事業費補助金三百十三万八千円、介護保険事務費交付金三千四百二十七万五千円、国民健康保険事務費負担金百十二万一千円の、合計二億八千三百三万四千円でございます。

○十番（平野文活君） 国でいうと、厚生労働省関係の福祉予算が次々こういう形で削減をされるということになると、市民・国民の福祉切り捨てにつながりかねない状況になっているというふうに思います。保育所の運営費の二分の一が、今まで国庫支出金だったのが、公立保育所だけがこの二分の一の国の負担がカットされる。民間保育所はカットされないで現状維持のまま。こういうことでございますが、いうなら、もう公立保育所はなくしてくださいと言わんばかりの、民間委託というか、それをどんどん進めてくださいという誘導策のように思えてなりません。

また、来年度は生活保護費の負担金も削減するというふうなことも言われておりまして、

これは相次ぐこういう形での福祉切り捨ての国の、何と申しますか、地方自治体にそういうものを押しつけるやり方についても、私は、やっぱり地方から異を唱えるということが市長として要るのではないかというふうに思うのですが、先ほどと同じような答弁かと思えますけれども、改めてお聞きしたいと思います。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、三位一体の改革で交付税、臨時財政対策債等、また先ほど財政課長が申し上げましたように、税源の移譲等がございます。また私どもといたしましても、いろいろ機会がありますので、そういう中で市長会、県の市長会また九州市長会、全国の市長会を通じまして、私どもは申し上げていきたいというふうに考えております。

○十番（平野文活君） いうなら小泉内閣の構造改革路線というものが、交付税の問題からそうした必要な、市民から見れば必要な福祉関係、その他の予算がどんどん削られていくという形で推し進められていることに対して、私は、地方から、全国からやっぱり批判の声を上げていかなければ、こういう方向がどんどん進んでいくというふうに思います。そういう事情もあって、迫られて行政改革という形でいろんな形の経費節減をやるということが市長の第一の課題というふうに所信説明がございましたが、幾ら行革をやってもやっても、さらにその努力を上回る削減が国からやられてくる。これは、きりが無いというふうに思うのです。やっぱりそういう国の方針は間違いではないかという声を地方から上げていく。浜田市長もぜひその立場で行動していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○二十四番（泉 武弘君） 議案の質疑に入る前に、最近、大変楽しくなるような話がありましたので、このことをまず御披露しておきたいと思えます。

私はニューライフプラザに、実は健康づくりのためにかなりの回数を通っている。それで、そこでいつも問題になるのが、ニューライフプラザの職員のいわゆる利用者に対する対応のまずさということが、ほとんどの利用者から出るのです。それで、利用券を私ども月額で買ってまして、これを窓口を持っていくのです。これは金券と同じになる。テレビを見ていても週刊誌を読んでも、あいさつをしない。中にはあいさつされる方がいますけれども、ほとんどの方が利用者に対してあいさつをしない。これは不思議な場所なのです。そして、ニューライフプラザの一番近くに職員の車をとめておる。それで、かつて健康増進法に基づく喫煙コーナーの問題で、「健康づくりに来ているから、早く喫煙コーナーを廃止してください、動かしてください」と……。いまだに、体育施設の横に四基の灰皿が置かれたままです。こういうことに対して、利用者が大変厳しい批判をお互いにするわけです。

その中であって、別府アリーナの問題が一人の利用者から出ました。その方がいみじく

もこういうことを言った。その方が言ったとおりの言葉で言いますと、「泉さん、私はびっくりしたんや。別府アリーナに行ったら、帰るときに『また別府アリーナを利用してください』と言われたがな。本当に私はもうびっくりしたんで」と、その人の表現ですと、そういうふうに言われました。ああ、別府アリーナのいわゆる事務員等の最前線のサービスの感覚というのは、ここまで向上しているのだなということをもものすごくいい気持ちで聞かせていただきました。このことをまず御披露して、ささやかな議案の質疑に入ります。

さて、先ほど来質疑を聞いておりまして、国の三位一体改革に伴うところの別府市の歳入減というものが顕著になってきました。顕著になったばかりか、予想を大幅に上回る歳入減という形になってあらわれていますけれども、十六年度における三位一体改革の実施に伴うところの歳入減はどの程度確定しているのか、これを第一点目に御答弁ください。

そして第二点目に、ここに市長が提案理由の説明の中で述べておりますのは、「新年度予算は、再生別府の礎を築く予算としております」と。これは、どういうことを意味しているのか。

さらに、次にお名前を読み上げる方は議場にお入りをお願いしたいわけですが、高齢者福祉課の課長、財政課の参事、企画調整課の課長、商工課長、それから生涯学習課の課長、議場にお入りください。

引き続きお尋ねを申し上げますが、扇山ゴルフ場に関する予算が二件上がっています。これについて御説明を願いたいのと同時に、漏れ聞きますと、扇山ゴルフ場の役員に対する退職金が、近時支払われたというふうにお聞きしております。それが事実かどうか。ならば幾ら支払ったのか。そして、五％の出資をしている別府市として、扇山ゴルフ場の経営をどのように見ているのか。そして、この役員に対する退職金の支払いは、すべての歴代の責任者に対して支払われたのか、この点。

そして次に五点目でございますけれども、「再生別府の礎を築く予算」という非常にいい形容を使っておりますけれども、広域圏事務組合に対する負担金約五億円が、今回予算計上されています。この中で、過ぐる議会で広域圏議会の中で議員三十一名の食糧費、さらに理事の食糧費が問題になりました。私はもちろんこれには反対をいたしましたけれども、この三十一名の食糧費並びに理事の食糧費について、どういう予算査定をされたのか、まずこの点から御答弁をいただきたいと思えます。

○財政課長（徳部正憲君） 三位一体改革の本市への影響についてでございますが、公立保育所運営負担金などの国庫補助負担金が、現時点で確定しているものだけでも八件の二億八千三百万円の減少となるほか、地方交付税、それと臨時財政対策債合わせて二十億円の減収となっており、所得譲与税による税源移譲が二億一千百万ほどありますが、合計しますと二十億七千万円の大幅な減収となっております。

また、「再生別府の礎を築く予算」とはどういう意味かということですが、財政再生の上

でのステップ第一段階のもとになる予算だと、そういうふうに解釈しております。

○財政課参事（石川弦太郎君） お答えいたします。

扇山ゴルフ場関連の予算でございますが、歳入といたしましては、土地貸付料といたしまして千八百万、それから歳出でございますが、扇山ゴルフ場への移転補償費等清算金ということで、三カ年の債務負担で行っておりまして、今年度は八千八百五十万七千円ということになっております。

○助役（大塚利男君） 扇山ゴルフ場の役員の退職金の件でございますが、これは前市長、役員の会長、社長を務めております。特に会長二期八年間を務めております。そういったことで退職慰労金、扇山ゴルフ場の中には役員退職慰労金規程というのがございまして、この規程の取り扱いに沿って支払いをしたわけでございますが、退職慰労金二百万円でございます。

また、他の今までの歴代の会長等にも支払ったかということでございますが、その前任の会長にも支払っております。その前の会長にも支払っております。金額は若干時代の違いもございまして、今回の前市長の会長に対する慰労金については、前々市長の退職慰労金と同じ額ということで支払いをいたしております。

それから、扇山のゴルフ場の今後の経営についてということでございます。ことは、経常的に言いますと約二千万円の赤が生じるのではないかと、そのように見ておりますが、今後、売り上げを伸ばす、経営改善を図っていくということで、役員の私ども、社長、私は今非常勤で務めておりますが、こういう難しい扇山の経営の危機のときでございます。常勤の社長を今度の三月の議会で提案させていただき、専任の社長を置いて会社経営改善を図ってまいりたい、そのように考えておるところでございます。（発言する者あり）三月の役員会でございます。大変失礼いたしました。そういった計画を立てておるところでございます。よろしく願いいたします。

○企画財政部長（友永哲男君） 広域圏の関係を、お答えいたします。

広域圏の別府速見地域広域市町村圏事務組合の予算の関係でございますが、広域圏事務組合の方から企画調整課の方に予算要求がございます。その後、企画調整課で査定を行った後、財政課に予算要求をし、財政課の方で査定を受けている状況でございます。

○企画調整課長（安波照夫君） 御指摘の、議会費の中の食糧費について御説明いたします。

食糧費の内訳でございますけれども、本会議の昼食代が八万八千八百円程度です。それから全員協議会の昼食代が七万四千元、それから臨時会終了後の懇親会費が三万円、議員研修交流会費として十八万五千元、合計三十七万九千元というふうに御説明を受けております。

○二十四番（泉 武弘君） 三位一体改革に伴うところの、歳入減が二十億を超える。さ

きに財政論議をしましたときに、団塊の世代の退職金相当額が、当初財政運営を相当圧迫するというのが議論の中心でございました。ここで新たに二十億という歳入減が生じるといことになりますと、当市の財政状態は相当窮迫してくるな、このように考えざるを得ないのです。

さて、その中で、これは市長、「まだ皆さんは懲りないのですか」、こういう言葉をあえて使わせていただきますけれども、この前、観光戦略会議の委員の食糧費の問題のときに、私は反対討論をしました。「これでは市民の理解を得られませんよ」、このように厳しく実は指摘をしました。その後において予算議決はあったけれども、執行については思いとどまっているようでございますけれども、今回、幾ら広域圏議会の負担金と言いながら、議員一人当たり五千円の飲み食い代が計上されている。これはどんな角度から見ても、市民は許さないと考えますよ。財政再生本部というのをつくって、今まさに血を流しながら再生をしようという中であって、どんな経緯でこの予算要求があって、どんな経緯で予算査定があったかは知りませんが、これについては絶対許されるべき予算ではないというふうに、私はこの機会に指摘をしておきます。これに対して当局側の見解があれば、後刻御説明をいただきたいと思ひます。

さらに、扇山ゴルフ場の貸付金収入一千八百万。これについて積算根拠を今尋ねるのはいささか酷だと思ひますから、あえて尋ねませんが、市長が会長で専務が社長、「充職」という言葉が適切かどうかわかりませんが、専業でない非常勤の会長、社長に対して、扇山ゴルフ場は年間二千万も赤字を出そうかというときに、退職金二百万円も払う。これは私はいかなるものかと思ひます。ただ、内規がある以上、それに沿って処理するのも方法かもしれませんが、やはり市民の感覚からしたならば、もしそのような役員手当を出すのであれば、貸付財産の使用料一千八百万をなぜ二千万にしてもらわなかったかという議論もわいてこようと思ひています。

やはり「一事が万事」という言葉がありますけれども、市長、今回五千円の――くどいようですが、五千円の食糧費について三十一名分の支出はやるべきではない。もうすでに広域圏議会で予算議決しているから手が離れたと思うかもしれませんが、やはり今議会でそういう厳しい指摘があったということを広域圏にお伝えして、この予算執行については慎重であってほしい、このことをお願いをいたしておきます。これについて御答弁があれば。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

法人格の違ひます別杵速見地域広域市町村圏事務組合の問題でありますので、予算編成や予算執行については干渉する立場にはないというふうに認識をいたしておりますが、負担金について審議する本会議におきまして、御指摘があったということを広域圏事務局の方にお伝え申し上げ、考えていただきたいというふうに思っております。

○二十四番（泉 武弘君） それから、二十六番議員が先ほど来かなり厳しく指摘をしました三十二号議案ですね。公営選挙の推進に関するものですが、私は基本的にはこれに反対する意思は持っておりません。しかし、先ほど二十六番議員が言われましたように、市長が「市民の目線」ということを標榜して市長になられたわけですから、今の時期が妥当かどうかという、やはり一考を要するな、こういう思いがあります。それと同時に、市民の皆さんには、議員や市長に対する選挙費用の補助というふうに考えていますけれども、これは立候補者に等しく与えられる公営選挙推進に対する補助制度ですから、この点は誤解のないように申し上げておきたいと思います。

ただ、我々立候補しようとする人が今考えなければいけないのは、これだけ厳しい財政再建をやっている中で議会の改革は手つかずでいいのか、こういう議論があります。もうすでに私は僭越ですが、議長あてに要望書を二点出しておりますし、議長もそのことを大変重く受けとめていただいています。

そこで、ここで浜野議員と私が、議会運営委員会の委員として選出されておられませんので議長にお願いしますが、やはり議長が、この議案が上程された以上、議会の改革というものを議長自身がしっかり受けとめていただきたい。そして、そのことを協議会の設置等で結論が出るまで、今回の予算の採決には至らないのではないだろうか。それは採決をするとしますならば、継続、賛成、否決ということしかありませんけれども、やはり議会の改革案が具体的に緒について採決するのが一番好ましいのではないかと私は思いますので、議長において議会の改革の協議会等を設置していただいて、市民の期待にこたえ得るように、浜野議員と私とでお願いをこの機会にさせていただきたいと思っています。

私は、この公営選挙推進に関する問題と同時に、議員の皆さんは大変耳痛いかもしれませんが、私を含んでというふうに理解してください。一週間の別府市騒音週間の中で、朝出るときに、「地元の何々です。行ってきます」、「ただいま帰ってきました」。それは市民に取ってみるとたまったものではありません。ただ名前を連呼して、わんわん一週間言っている。こんな選挙はもう辟易なのです。やはりここらも私どもは公営選挙推進をお願いする以上は、自分らの選挙のあり方も含めて私は検討すべき時期に来ている、このように考えていますので、議長、そこらもひとつ頭に入れておいていただきたいな、こういう気がします。

以上、何点かにわたって大変厳しい意見ですが、私と浜野議員の考え方は、公営選挙推進に関するもので一致しておりますので、議長にこの議場でお願いをいたしておきます。

さて、今回、大変うれしい予算が、高齢者福祉課から上がっています。健康づくり推進に関する予算でございますけれども、この概要について、予算とともに御説明を願いたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

高齢者健康体力づくり推進に要する経費、四百六十三万八千円計上いたしております。この経過につきましては、昨年、平成十五年十二月議会で二十四番議員さんから、高齢者の健康づくりの件につきまして提案されたところでございます。早速、私どもは福祉保健部長を長としまして、保健医療課、介護保険課、スポーツ振興課、私ども高齢者福祉課の課長と担当者が入り協議いたしたところでございます。その中で、別府大学と取り組む窓口は、私ども高齢者福祉課として取り扱い、別府大学と高齢者の健康づくりについて数回協議を重ね、逐次関係所管課と報告をいたしております。それにつきまして、今回の十六年度につきまして予算計上に至った次第であります。

この事業の目的でございますが、本事業は、高齢者の健康を保持・増進するため、別府市独自の高齢者の健康体力づくりの事業を実施するものである。また、高齢者の体力づくりの定着により、今後の保健医療費及び介護保険料の抑制につながるよう事業を推進したいというふうにつながるものではないかというふうと考えております。

この研究課題でございますが、将来、別府市独自の高齢者の健康体力づくりを目指すものであり、別府市における新たな介護予防の増進を図るため、共同研究を実施するものであります。

その内容につきましては、筋力の向上、維持、増進、栄養と健康づくり、そういったおむね十一項目の高齢者の健康体力づくりの研究を実施したいと考えておる次第でございます。

この事業名につきましては、「高齢者の健康体力づくり教室」というふうに私ども言わせておりますけれども、考えてみたのでございますが、四課の協議の中で、別府の特色ある「湯けむり」というところから、親しみやすい名称として「湯けむり健康教室」というふうにしたいと考えておる次第でございます。

また対象者は、別府市在住の六十五歳から七十五歳までの高齢者を考えており、男女二十名程度を考えております。実施期間につきましては、平成十六年四月ごろに募集いたしまして、五月より平成十七年三月までに実施したいと考えております。

その研究を別府大学と提携し行いながら、今後、高齢者の健康体力づくり教室を継続して開催していく上で、別府市市民全体の健康管理にもつながり、将来的には「温泉療養都市」としても発展できるのではないかというふうと考えておる次第でございますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○二十四番（泉 武弘君） 二十六番議員が、この問題を指摘しました。それで、次に後発組で私・泉武弘が、高齢者の寝たきりになるよりも、予防医学の見地からこういう健康増進プログラムをつくるべきではないかという指摘をしたのが、今回予算計上になっていきます。四課の取り組みを評価したいと思います。

そこで市長、一つだけ視点として落ちているのが、これは茨城県の大洋村が取り組んだ

ものを、NHK特集で取り上げたのですね。これは筑波大学との共同研究ですけれども、非常にこの効果が出ている。その研究資料については、高齢者福祉課にすべて資料をお渡ししています。私は、高齢者の健康増進プログラムに基づく健康増進運動が、これほどまでに効果があるとは実は思っていませんでした。それは当該課に置いておりますので、市長もまた時間がありましたら、ぜひとも目を通していただきたいな、こう思っています。

視点として一つ欠けていることは、職員課長お入りください。職員課長が入る前に、一点だけゴルフ場の問題で答弁をお願いしたいことがあります。

市長、市長、助役が充職になっていきますので、このような退職金規程について従前どおりお二人とも適用されるのかどうか。この機会にこの規約変更のお願いに出るのか。ここからは御答弁ください。

職員課長、これは議場であなたの顔を見ながらお話ししないと、どうも実が上がらないような気がしますから、お願いですが、今、高齢者福祉課の課長が、「湯けむり健康増進プログラム」の問題について触れましたね。十六年度中にプログラムはでき上がります。そうなりますと、十七年度からいわゆる各地区でこの健康増進運動を実施していかなければいけません。そこで、その指導者を早期に雇用するか養成するかしなければいけない時期が来るわけです。そこで、囑託でするのか臨職でするのか、それとも今の職員を健康プログラマーとして養成するのは別にして、次年度にそういう職員配置が必ず必要だということを、この機会に職員課長に実はこの議場でお願いをして、指摘をさせていただきたいと思っています。

それだけで結構です。私の顔をしっかり見ておってください。

三点、扇山の答弁の前に課長にお願いをしておきます。大型温泉、いわゆる北浜温泉です。北浜温泉に関する予算の説明をいただきたいと思います。それから竹細工伝統産業会館、これについて予算の説明をお願いします。それからもう一点、コミュニティーセンター、これも同じようにお願いします。今年度予算と事業費は幾らであったのか。さらにもう一点。公債の償還最終年度は何年になっているのか。それから、一日当たりの事業収支における不足金は、それぞれの事業所でどのくらいずつ出ているのか。これを具体的に御答弁ください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

竹細工伝統産業会館につきましての御質問でございますが、平成十六年度では、物件費としまして九百六十二万四千元を計上しておりますが、全体の経費としまして、これに職員一名、囑託二名、これらの人件費を加えますと約二千八十二万四千元経費がかかっております。

起債の残額は幾らかということですが、（「最終年度」と呼ぶ者あり）すみません、最終年度につきましては、平成二十五年になっております。

続きまして、一日当たり幾らの赤字になるかという御質問でございますが、起債の償還を含めた金額になりますと、一日当たりの赤字額は約十六万円になります。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

十六年度につきましては、全体で予算を査定させていただいておりますので、個別の仕出しがありません。十四年度の決算ベースのお答えで、よろしいでしょうか。

お答えします。十四年度、テルマス関係の歳入につきましては三千二十八万六千九百十円、歳出が五千三百八十八万八千四百四十四円、差引収支二千三百五十九万三千九百三十円の赤字です。一日当たり、これは起債を入れておりませんけれども、六万四千六百四十一円の赤字でございます。（「起債償還」と呼ぶ者あり）起債償還。十四年度、起債償還が元利合わせまして七千二百二十五万三千八百五十一円、これを含めると、差引収支で九千四百八十四万七千七百八十一円の赤字になりまして、一日当たり二十五万九千八百五十七円の赤字になっております。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

平成十六年度のコミュニティーセンターに要する経費は、二千二百三十六万円でございます。また、事業費につきましては、本体と相撲場で合計八億一千二百五万一千三百二十六円でございます。なお、起債の償還年度は平成十六年度に終わるようになっております。収支の関係でございますが、平成十四年度の決算で見ますと、歳入は一千二百四十一万二千八百十二円、歳出は二千二百九十四万三千五百九十円となっており、歳出が歳入を一千五十三万七千七百七十九円上回っております。

なお、一日当たりの不足額を申し上げますと、起債を入れない場合は約二万八千円、起債の返還額を含めると、約二十二万七千円の持ち出しとなっております。

○助役（大塚利男君） 扇山の退職慰労金の件について、お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、この退職慰労金につきましては役員にかかる分でございますが、当時黒字経営のときに退職慰労金規程を定めておったものでございます。御承知のように、大変厳しい経営状況の中でございます。これについては、役員会で退職慰労金規程の改定、そういったのを提案させていただきたい、そのように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 今の助役の答弁は、大変好感の持てる答弁です。ぜひともそういうふうに取り扱いをしていただきたいな、こう思っています。

市長、今回の改革の中で、こういう三施設を含むほかの公共施設そのものを今後どういうふうに行政との別府市のかかわりを持っていくのかということも、やはりこの機会に整理しなければいけないのではないかと思うのです。

もう一度触れますけれども、北浜大型温泉、一日当たりの不足額、いわゆる赤字というふうに表示した方がわかりやすいと思いますから言いますが、二十五万九千八百五十七円。伝産館、これが十六万。コミュニティーセンターに至っては二十二万七千。こうして私が

収支表を示してお話ししますと、ああ、これだけかと思うかもしれませんが、これは償却費を含んでない。さらに土地の借上料も含んでいません。当然、事業収支の場合、市有地であろうとも土地評価をして、それを事業費の中に借上料として当然考えていかなければいけない。それから償却費も含んでいません。これを入れますと、莫大なものになるのです。やはり、ことさらさように事業をやるときには慎重であらねば、後年度負担金がふえてくる。

それで、この三施設ともに今後維持修繕費等が増高してきますので、なおさら経営状況が厳しくなる。そこで、具体的にお伺いします。

伝産館。伝産館は、施設使用料収入が四百万に満たない。これに会議費を入れて約四百万。職員一人分の人件費も浮いてきません。これが伝産館の内容です。これは伝統的産業の後継者育成という視点があるからいいではないかという議論がありますが、ここに出ております年間の伝産館の行事を見ますと、それほど評価に値するような事業というものは、散見することが実はできません。

大型温泉北浜――北浜温泉ですが――これは今後、続けていけば続けていくほど泥沼に入っていきます。これは施設利用者そのものを見ましても、大幅な減になっています。この機会に、このまま直営でやるのか、さらには施設を民間に賃貸で貸すのか、さらには売却するのか。こういう基本的な問題を議論しないといけない時期に来ているのではないだろうか。

それから、教育委員会所管のコミュニティーセンター。八億円もかけたおふろの収入が唯一では、寂しいなというような気がします。

やはりここで、こういう施設については全体的に総括をして、今後の行財政改革の中でこの公の施設についてどうあるべきかという議論をしておかなければ、「しまったな」という時期が必ず来ます。市長、その点は理解してくれますね。このことについて、今私が問題提起をした三点について、この機会に直営、民営、民間委託、いろいろな選択肢があると思いますが、そのようなものを俎上に上げて行財政改革実施案の中に組み込むお気持ちがあるのかどうか、これを御答弁ください。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

公の施設の管理につきましては、昨年九月に施行されました地方自治法の一部改正がございました。そういう中で、当然、直営または公共団体や公共的団体等にしかできなかった公共のものが、民間の方にできるということになりますし、また現在、財政再生推進のプログラムをつくっております。そういう中で、また私の方は模索していきたいというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 総合振興センターの管理運営委託料が、二億七千万上がっています。この問題に取り組んできまして、たしか私が十二年度からだったと思うのですけ

れども、総合振興センターの委託料には競争原理が出てないではないかという指摘をさせていただきます。そういうことを行政側が重く受けとめて、十二年度に体育施設、温水プール、市営温泉、北浜温泉、湯都ピア浜脇、志高神楽女の委託料が三億五千四百四十三万四千元、十三年度二億八千三百二十六万二千元、十四年度が二億八千六百四十四万一千円、十五年度の決算見込みが二億七千七百九十八万一千円、十六年度二億七千八百四十六万七千円で、十五年対比でプラス四十八万六千円ということになっています。

この委託料の予算の編成については、私は法律的な疑義点がある、こういうふうに思っています。それはなぜかといいますと、公共的団体並びに公共団体との競争入札を実施させてないというところに今回問題がある。これはもうすでに地方自治法の公の管理運営に関する委託の問題で、当然、生活協働組合それからシルバー人材センター、農協、こういうものについては、今でも競争入札参加資格があるわけなのです。こういう競争原理を働かせずして、いきなりこのような管理運営委託料が出てくるというのは、私には理解できません。「財政が窮迫している」という言葉を使いましたけれども、このように窮迫している中で、やっぱり委託料というのは競争原理を働かさなければいけないというのはわかりだと思えます。

そこで、簡単で結構です。十六年度をこれで認めたとして、十七年度は競争原理を導入するのですか、しないのですか。一点だけ御答弁ください。

○助役（大塚利男君） 一点だけのお答えということで、大変厳しいわけですが、十六年度、公の施設のすべてについて振興センターのも含めてでございますが、これの委託できる分、できない部分、これについての内部での検討をして、その結論に基づきまして対応を考えていきたい、そのように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 委託料の積算方法また委託方法、これについてはもう基本的に見直しをしなければいけない時期に来ています。

さて、議案質疑の終わりですから、若干厳しいことを言わせていただきます。先ほどささやかな話を、ささやかながら厳しい指摘をさせていただきます。議会もほとんどの議員さんが、議会みずからが改革しなければいけない、こう言いました。これはひとえには、これだけ危機的な財政状況を招くことを阻止し切れなかった議会の責任から、皆さんは同じことを言っておられる。最前線の助役さんは総務部長さん、そして収入役さんは観光経済部長、重鎮をなしてきた。あなた方の責任も問われているということなのです。我々議会だけではなくして、この議場にいる管理職の皆さんは、総じて責任を問われている。今は、もう聖域はありません。志木市、高浜。ここらを見ますと、いわゆる会社をつくって、そこから人材派遣をして経費を切り詰めている。志木市は、今後二十年間に一名も採用しない。ここまで行かなければ、地方自治というのはもう運営できないということなのです。

どうか、今私が申し上げたことを重く受けとめていただいて、事業実施に取り組んでい

ただきたい、このことをお願いいたしておきます。

○十一番（松川峰生君） それでは、議案質疑をさせていただきます。四点ほど、お願いしたいと思います。

まず、市長提案理由の中の七ページ、教育のところでございますけれども、まず先に、この中で今回、小学校の一年生に、ぬくもりのあるということで木の机・イスを導入ということ、それから緑丘小学校、南小学校の一部に芝を張っていただくということ、それから最後に、別府商業高校における二カ年の増改築における、まずは山田教育長さん、それから杉田次長さん、市長さんに厚くお礼を申し上げます。

実は、この小学校の木製の机・イスにつきましては、平成十三年六月の議会で取り上げました。その中で少しお尋ねしたいのは、当時、平成九年から大分県が、木の香るふるさと施設事業ということを開始しました。これは趣旨といたしましては、県民とユーザーに木のよさを普及・啓発し、安心・使用できる規格木材や乾燥材等の供給体制を確立し、県産材をふんだんに使用した公共的大型木造施設の建設を促進することにより、県民や建築関係者等への普及・啓発並びに県産材の需要拡大を普及することになっておりますけれども、今回、この木製の机・イスということにつきまして御説明をしていただきたいと思います。

それから、この中で木のふるさと施設事業、補助事業になるかと思うのですが、これが適用に当てはまるかどうかあわせて御答弁いただければと思います。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

木製の机とイスの件でございますが、南小学校を除く全小学校十五校の新一年生に、柔らかくぬくもりのある木製の机・イスを導入するものでございます。現在使用しております机・イスは、旧JIS規格のスチール製ですが、何年も使用しておりますので、毎年新一年生に導入し、今後六年間で全部の机・イスを木製に変更する予定でございます。導入する机・イスには、高さ調整がついていきますので、生徒は自分の机・イスを持って進級し、六年間同じ机・イスを使用することで、物に対する愛着と物を大事に扱う気持ちを育てるといった教育目的もございまして、六年後でございますが、よその市町村では記念に生徒に差し上げているところもあるようですが、別府市は財政状況が非常に厳しいものがございまして、机の天板のみを取りかえいたしまして再利用し、希望者には古い天板を差し上げるようにいたしたいと考えております。数量的には、予備も含めまして約千セットをお願いするものでございます。

それと、この事業は単費でございます。

○十一番（松川峰生君） ということは、毎年一年生が入ってくるたびに新しい机・イスを用意するというので、六年間ですべて別府市の子供たちが木製の机で勉強するというので理解してよろしいでしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） はい、そうでございます。

○十一番（松川峰生君） あと問題は、その後。私も何回か学校に尋ねることがあるのですけれども、今使っているパイプいす等の後の始末といいますか、恐らくもう六年後ですから、使えるものがあるかどうかは別にして、その処理等にもまた費用等がかかるのではないかな、そのように思います。また、あるいはその机等のほかの使用部分、使用の仕方等について、もし現在そのパイプいすのいいものがあれば、例えばとっておいてまた何かのときに使う、あるいは処理をするというふうな考え方があるかもわかりませんが、もしこの時点でパイプいす等の使用の目的あるいは廃棄について何かわかれば、教えていただきたいと思いますが……。

○着養育委員会次長（杉田 浩君） 全部入れてしまうのに六年間かかりますので、使えるいいやつは使い回しをしたいと思います。その六年後でございますが、まだ具体的には検討しておりませんが、全部を処分するのではなくて、何か利用できるものがあれば利用していきたいと考えております。

○十一番（松川峰生君） それから、これを六年間使っていくということで、先ほど次長の答弁の中にも物に対する愛着ということで、しっかりとこれから――今までは、僕らのときにもそうですけれども、議会もそうですけれども、かわればほかの人の机にすわっていきます。今回は聞きますと、それを六年間まで調整して使うということですから、ぜひ入った一年生にしっかりとそのことを伝えながら、六年まできれいに愛着心を持たせて使うよう、教育委員会からそれぞれの学校にやっぱり伝えて徹底を図っていただきたいということをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、グラウンドの芝張り。今回、南小は別にしても、私も校区が緑丘でございますので、運動会、それから地区のグランドゴルフ等にも参加させていただいておりますけれども、何せ砂がもう風が吹けばものすごいんですね。それから塀を越えてグラウンドの向う側にはたくさんの住宅があります。恐らく学校の方に、あるいは教育委員会の方に苦情等も来ていたのではないかな、そう思います。今回、芝生をつけていただくということで大変ありがたいのですが、この経緯について御説明願いたいと思います。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

緑丘小学校の校庭の一部を土壌改良いたしまして、千百六十三平米の芝張り工事を実施する予定でございます。この工事につきましては、子供たちの環境づくりが主なものでございますが、砂じん防止の狙いも一つでございます。今年度は、新しい南小学校にも校庭の一部に千九百平米の芝を張る予定でございますが、南小学校の校庭は、すでに土壌改良を補助事業で実施していますので、四月になりましたら種を吹きつけ、運動会時期には間に合うようにいたしたいと考えているところでございます。予算的には、二つの工事で七百九十万円をお願いしているものでございます。

○十一番（松川峰生君） 次長、「七百九十万」ではなくて「七千九百万」ではないかと

思うのですが、この芝生、一般質問にも出たと思います。ぜひ今後の取り組みにつきましては、これからやはりこの校庭の芝生化につきましては、徐々にですか、あるいは全部の小学校にも考えておられますか。現在のところ、いや、南小学校と実験的に緑丘小学校ということで。もしおわかりになれば教えてください。

○教育委員会次長（杉田 浩君） 最初の予算の件ですが、二つの工事で「七百九十万」です。

それと、あと、どう考えているかということでございますが、芝張りは、土地の掘り起こしからするもので、非常に費用がかかります。財政の許す限り順次、計画的に進めたいとは考えております。

○十一番（松川峰生君） ぜひ、今回二つの小学校で芝生を運動場に敷くということをもた見て、そのよさ、いろんな面で、経費の面、またこれを実験的にしていただきまして、別府市内の各学校にもそういうことをまた検討していただきたいなということで、この項の質問を終わります。

最後に、別府商業高校につきましては、何回もお願いいたしました。先般の議会の後、市長さんも忙しい中、わざわざ学校の方に行ってくださいまして、大変ありがとうございました。また、教育委員会も担当者、また教育長も見に行ってくださいまして、今回、施設改善につきまして予算がまた上がっております。この内容につきまして、御説明をお願いします。

○教育委員会次長（杉田 浩君） 別府商業高等学校の改修の件でございますが、平成十八年度に学校創立五十周年記念が予定されておりますが、これに向けまして施設を整備するものでございます。まず、今年度、第一号館と第二号館のトイレを改修いたしまして、次年度十七年度に内部の塗装を予定いたしております。それと今年度は、電気の容量不足を改善するために、高圧の変電設備改修工事を予定いたしております。予算といたしましては、今年度、その他の営繕改修工事を含めまして五千五百万円をお願いするものでございます。

○十一番（松川峰生君） 大変ありがとうございます。いよいよ十八年に創立五十周年ということで、私も含め同窓会の方もいろんな準備をいたしております。特にこの予算、早速同窓会の皆様にも、まだ全部ではございませんけれども、役員の皆様にも連絡して、このような形で今回予算で工事費がつかましたということを連絡を申させていただきました。ぜひ今後ともまた。この厳しい財政の中、大変ありがとうございました。ここのところで、この項の質問を終わらせていただきます。

次に特別会計、七十一ページ、交通災害共済事業特別会計予算につきまして、質問をさせていただきます。

これは私も一回、一般質問でさせていただきましたけれども、この共済制度ができたと

きには、まだまだ保険等の問題、それから今はいろんなたくさんの保険ができ、当時と比較したらもう倍ぐらいのいろんな種類の保険が出ていると思います。その中で、今回のこの予算等を見ますと、間違いなく加入者も減っており、またこの事業について実際に今後これを行っていくのかどうか、この内容について少し説明をしてください。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

この交通災害共済につきましては、昭和四十三年に発足をいたしまして現在に至っているわけですが、議員御指摘のように、最近では年々加入者の減少を見ております。その一番の要因は、やはり民間のこういう障害保険の充実が一番大きいのではないかとこのように思っておりますが、そのほかにも例えば少子化の問題とか、そういったこともあるのではないかとこのように思っております。

ただ、この制度の見直しにつきましては、ここ数年、我々も検討してまいりました。加入者の中身と申しますか、構成を見ますと、例えば平成十五年度の加入者見込みが一万一千八百九十三人ですが、等々別府市の人口で対比をしますと九・四％ほどになっております。いわゆる一割を切っております。しかし、この加入者の構成を見ますと、六十五歳以上の高齢者の割合と申しますか、加入者に占める割合が四九・四二％、半分弱が六十五歳以上の高齢者というふうになっております。また、この数字は、別府市内の高齢者の占める割合で申しますと一九・六％、二割弱でございます。こういった多くの高齢者がこの共済制度に加入をしているという事実がございます。高齢者と申しますと、交通弱者でございますので、そういった関係でなお我々が調べてみますと、昨年、別府市内の交通事故の負傷者の数が千二百七十九名でございました。この中で高齢者の占める割合が一・九六％、この負傷者の中には車対車とか、そういったものがございまして、非常に高齢者の事故が多いということになります。そういったもろもろのことを考えますと、やはりこの交通災害共済制度の役割と申しますか、一日一円、三百六十五円の共済の掛け金で加入できる、こういう制度が、今の高齢者にとっては大変必要な制度ではなかるうかなというふうにも解釈がされているようでございます。かといいたしても、単年度収支で見ますと、実は平成十五年度の決算見込みでは若干の赤が出る可能性も今考えられております。そういった中で、これからのこの制度につきましては総合的に判断をいたしまして、残すのか、それとも若干の掛け金の値上げ、見舞い金の増額とか、いろんな方法があると思いますが、なくすのか、そういったことも含めまして検討してまいりたいというふうにも思っております。

○十一番（松川峰生君） 課長、十四年度でも結構ですが、あるいは十五年度の見込みでもいいのですが、先般もうちの方にも市報を通じて申込書が回ってまいりました。実際の会費収入と、実際の災害に保険を使った金額がわかれば教えてください。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

それでは、十四年度の決算の状況で言いますと、会費収入が四百二十三万七千円でございます。そして収入の合計が、四千三百五十二万三千七百円でございます。見舞い金が百四十九万七千円でございます。差し引きいたしますと、百三十四万円ほどの黒字というふうになっております。

○十一番（松川峰生君） 今の私の質問は、実際に皆さんからいただいた保険料ですね。今聞きますと、保険料が約四百二十三万で、支出が百四十九万ということでもいいのですか。もう少しあるのではないですか。

○環境安全課長（宮津健一君） 歳入の中には、会費の収入以外にも一般会計からの繰入金、それから利息、それから前年度の繰越金等がございます。そういったことで歳入の合計が四千三百五十二万八千五百七十七円でございます。そして、歳出の方につきましては、見舞い金のほかに人件費、その他の物件費等がございます。そういった関係でもろもろ差し引きをしますと、百三十四万円ほどの黒字というふうになっております。

○十一番（松川峰生君） そうではなくて、実際に入った単純に保険料と、実際に出た、事故があつて出たお金を教えてください。

○環境安全課長（宮津健一君） 会費の収入は、四百二十三万七千円でございます。見舞い金の方は、百四十九万七千円でございます。

○十一番（松川峰生君） ありがとうございます。先ほど課長の方から、今回は赤字ということで、ただ入っている方の五割近くが高年齢者ということで、それを考えますと、なかなか決断の難しいこともあるかもわかりませんが、何せ赤字というところに大きな問題があるのではないかな。また今後、恐らくこれが、申し込む方が少なくなっているのも現状だと思いますので、しっかりと内部で協議し、今後の取り組みについて検討していただきたいことを要望して、この項の質問を終わります。

次に、百九十七ページ、湯都ピア浜脇事業特別会計につきまして、質問をさせていただきます。

ここも収入が前年度に比べますと大きく減っていると思いますが、この内容について少し説明をしてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

御指摘のとおり、温泉使用料を含めた施設使用につきまして、対前年比二百三十九万三千円減少しております。平成三年七月にクアハウスとして開業し、以来利用されてきましたが、ニーズの多様化、民間による新しい温泉施設の建設等、利便性の問題等により現金利用客が減少したことが原因ではないかと考えておりますが、しかし、会員券を使つての利用がかなりありますので、利用客自体につきましては、ここ数年横ばい状態で推移している状況でございます。現在、毎週火曜日を定休日として営業しておりますが、営業している以上はサービスの提供が必要となってきますので、この旨は御理解いただきたいと思います。

います。

○十一番（松川峰生君） まず今、約二百三十九万三千円減少しているということなのですけれども、やはり私は収入に見合った支出を組まなければならないのではないかな、そう思います。それから管理費は、収入が減っているのに管理費がほぼ前年と同様というところなので、やはり予算を組むときにもこの辺のところを十分配慮していただきたいと思います。

それから、先ほど泉議員からも話がありましたけれども、テルマスと同じように、今後こういう施設も民間委託ということ踏まえて検討するべきではないかな、そう思いますけれども、その辺についてどうでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

建築後十数年たち、メンテナンスをしてきましたけれども、機械類の耐用年数等の問題もあり、そう遠くない時期に大改修が必要になってくると考えております。その時期を見越して、そういうふうな形の分も考える状態にあると思っております。

○十一番（松川峰生君） 民間施設の温泉等いろんな、テレビ等でもPRしています。公共施設なのでPR等はどうかと思うのですけれども、やはり赤字を出すということを考えれば、ある程度のいろんなイベント、ここで湯都ピアのイベント、あるいは行事等も考えていただいて、少しでもお客様がここに見えていただくということも検討すべきではないかな、そう思います。ただ、これからは待っていてもお客様は来ません。みずから打って出て、それからいろんなところをPRして、そして一人でも来ていただくと。先ほど課長の答弁の中で、現金の利用客が減ったけれども、会員券を使っている利用者は余り減ってないとあります。ならば、できるだけまた事前にPRをして、会員券等を買っていただいて、そして一人でも多く使ってもらおうよう努力していただければと、そのように思いますのでよろしくをお願いします。

最後に、一般会計予算の中の百九十八ページ、項目〇三五八、春木苑し尿処理場管理に要する経費が一千万円ほど上がっております。この施設につきましては、一般質問でもうちの吉富議員からも出たと思いますが、移転等につきましては、なかなか難しい部分がある。しかしながら、ここの縮小、あるいはこれ以上ふやさないということが前提だと答弁があったと聞いておりますけれども、この大きくふえた一千万円につきまして教えていただければと思います。

○清掃課参事（安部八信君） お答えいたします。

春木苑し尿処理場の処理水を中央浄化センターに放流しております。その下水道使用料改定に伴う増額といたしまして、一千万円増額要求をお願いしております。

○十一番（松川峰生君） すると、施設等でなく下水料の下水道の値上げ分についての予算をプラスしたということと理解してよろしいでしょうか。

○清掃課参事（安部八信君） はい、そのとおりでございます。

○十一番（松川峰生君） よくわかりました。大変ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後二時五十七分 休憩

午後三時 十七分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○二十五番（岩男三男君） 我が党の国会議員を含めまして市町村議員に至るまで、約三分の一を女性で占めております。女性を大切にする党の、公明党の岩男三男でございます。（笑声）

さて、そこで……（発言する者あり）今回の……何かおっしゃいましたか。（笑声）今回の議案の中に男女共同参画に要する経費、これが計上されております。まずこの点を説明をいただいて、質問に入りたいと思います。

課長さんに入ってもらう都合がありますので、続きまして市政モニターに要する経費、そして企業誘致推進に対する経費、そして保育園の民間委託、この件について質問をしたいと思いますので、担当課長さんはお入りいただくとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長（安波照夫君） 男女共同参画に要する経費について、説明をいたします。

今年度、百九十五万五千円の予算をお願いしているところであります。具体的には講師等の謝礼金及び先進地への旅費、それから男女共同参画のPR誌をつくるための印刷製本費等で構成されております。

○二十五番（岩男三男君） 企業誘致それから市政モニター、それぞれ関連があるわけですが、今説明がありました男女共同参画社会。これに対して、去る二月十八日に別府市における男女共同参画都市宣言についての提言ということで、市長の手元に、構成委員が十五名から成る皆さん方から答申がなされたようにあります。この内容について簡潔に……全部が長いので私の方から申し上げます。この七ページには、別府市の審議会等における女性の参画率は、依然として国の目標値にほど遠い。女性の参画を促進するエンパワーメントの研修や環境づくりの整備とともに、過渡的な措置として割り当て制、クォーター制を導入する。また割り当て制の具体例として、自治委員の三分の一または四割を女性にする。イとして、男女共同参画推進のモデル事業所になるよう、市の管理職員の三分の一を女性にする。ずっといろんなことが書かれているのですけれども、こうした提案がなされているわけですが、これに対して企業誘致、特に楠港の選考委員会の費用が計上されておりますが、このメンバー構成と男女の比率についてどのようになっているのか、答弁してください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

楠港埋立地誘致企業選定委員会につきましては、先般十九名の委員の方に委嘱をいたしました。女性の方につきましては、一人も入っておりません。

○二十五番（岩男三男君） この提言を受けたのが、二月十八日。そして、この楠港埋立地誘致企業選定委員会が第一回目を開いたのが、二月二十日。二日後に開いているわけですが、別府市男女共同参画懇話会のメンバーの方から私のもとに、「市長に答申をして私たちの気持ちをわかってくれたと思うのに、この企業誘致選定委員のメンバーは十九名ですか、なのに、女性が一人も入ってないとはどういうことなのですか。議員、あなたはどお思いますか」、私のもとに問い合わせが来ました。私もそれまで気がつかなかったわけですが、選考するのは市長部局において選考されたと思うのですが、市長は公約の中でも「市民にやさしいまちづくり」の中で「子育て経済支援、女性が生き生きと活動できるまち」、このように上げておりますが、今までの議会の中でもこうしたいろんな選考委員等について女性を登用するよとということ、議場におられる女性議員の間からも幾たびも要望がなされたにもかかわらず、しかも二日後、この女性のメンバーから参画都市宣言ということで答申を受けた二日後に、市長は何を聞いておったのだろうか、こういう怒りの声が上がっております。この選考に当たっては、特に助役、部長も市長に、こういうメンバーでということ、恐らく市長の最終的な裁決というか決定を見られたと思うのですが、途中で――途中で言ったら失礼ですが――市長のもとにいらっしゃる助役、部長、あなた方がこれに全く気がつかずにやったということに対して、これは女性の皆さんから、特にこの提言を、懇話会を懇談したメンバーから強い不満の声が上がっていますけれども、これに対して当局はどのように考えているのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

楠港選定の検討委員の選定でございます。これにつきましては、一月の終わりごろから選定委員さんをどういった方にお願ひしたいかというようなことから、内部で協議いたしました。特に楠港と関連のある団体、そういったことを視野に入れて、まず議会の方には議長さんの方にお願ひして、これは決めさせていただきました。それから、楠港は中心市街地活性化委員会というところで基本計画などを策定いたしておりますし、楠港の中心市街地活性化検討委員会の中から選んでいただきたいということもございました。それから経済界それから観光界、それから住民の代表、それから行政機関、そういったところから絞り込むのと、もう一つは学識経験者からもお願ひしたいというようなことから選ばせていただきましたが、学識経験者につきましては、やはり中心市街地活性化検討委員会並びにまちづくりなどに取り組まれている先生の方に、これは個人的にお願ひに行きました。あとの分につきましては、それぞれの団体に選出についてお願ひをいたしたところ、その結果、男性委員の決定になったところでございます。女性委員を外したという考えはございません。たまたまこういったところから選ぶのが一番、楠港選定委員をするのにそう

いった方面に詳しい方という考えから、あとは団体の方にお任せして、そして推薦をいただいた方にまた話をさせていただいて、お引き受けをいただいたところでございます。

したがいまして、選定までの期間にかなりの時間を要したこともございます。その後に男女共同参画社会からの御提言もいただいたところでございますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 助役の答弁としては、そうなるでしょう。しかし、タイミング的に、女性の立場から見ると、市長にあれだけ言っていったのに、市長は何を聞いておったのだろうか、こういうことになります。だから、もちろんその二日の間に選考したわけではなく、前々から選考してきたことだとは思いますが、市長公約を照らしてみても、これからの男女雇用平等法も施行されているわけですから、そうしたことを十分配慮しながら、これは助役あなたが今そういう答弁をしても、二日という日にち、この方々が、推進懇話会の方々が答申する以前から議会においてもこのようなことが指摘されてきたことですから、だから、これをあなたが正当化しようとしても、女性の立場から見れば必ずしも納得できる答弁ではありませんので、市長、ぜひ今後のこうした、何らかの形で選考委員会等を企画する場合は女性の立場を、特に今まで軽視した傾向がありますので、大いに入れていただきたい。

次に、市政モニターについてお伺いします。

この市政モニターにつきましては、いつごろから発足して、この市政モニターの構成はどのようになっているのか、男女の比率の構成を含めて答弁をしてください。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

市政モニターにつきましては、女性の感性や視点から見た意見等を市政に反映させ、また女性の市政参加を促すというような立場から、昭和六十三年から導入した制度でございます。構成する分科会に現在五つ分かれておりますが、分科会といたしましては、総務分科会、それから観光経済分科会、生活環境及び福祉保健分科会、それから建設水道分科会、教育消防分科会、以上の五つに分かれております。（「構成は」と呼ぶ者あり）

○議長（清成宣明君） 男女の構成比。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

今のところ、女性だけというような要綱を定めておりまして、女性ということになっております。成人の女性ということになっております。

○二十五番（岩男三男君） こうしたモニター制度を、大分市が男性も参加できるようにするという報道は、ごらんになりましたか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） 昨日か、けさだったと思いますが、合同新聞の朝刊で拝見しております。

それと、その前に、私どもは本年度の市政モニターをどういう形で募集するかにつつま

しては、今内部で検討しているところでございます、たぶん議員さんは、これから御指摘になるのかなと思うのですけれども、（笑声）――申しわけございません――男性も交えたような形のものを、今内部で検討しているところでございます。

○二十五番（岩男三男君） まさに先に答弁をいただいた感じですが、（笑声）そうした女性だけとか男性だけとかいうのではなくて平等に。それは数に必ずしも、五対五とかではなくても、やはり市政モニターにおきましても、女性の意見だけではなくして男性の意見も取り入れる、これも大事なことだと思いますので、これも今後の検討課題としていただきたいと思います。

ちょっと私の質問がおくれたというか、今、企業誘致に対して選考委員会の今後の日程について、担当部長がおられたら、もう課長が入らなくても結構だと思うのですけれども、今後の日程、どのような形で選考委員会を開催し、そして選考の詳しいことは言えないでしょうけれども、方向性、そうしたものを答弁できる範囲でお答え願いたいと思います。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

楠港埋立地の選定委員会につきましては、これまで二回の委員会を開催いたしました。今月末に、三回目の選考委員会の開催を予定いたしております。三回目の委員会につきましては、現在応募しております七社の企業から、楠港埋立地に対する立地プランにつきまして、各委員に説明していただくことになっております。その後、いろんな質疑応答も含めまして三回ないし四回の委員会を開催し、ことし六月までには選定委員会から中心市街地の活性化に寄与する企業――社を予定しておりますが――選定し、市長に報告するという予定になっております。その後の予定につきましては、また市内部と企業とのいろんなすり合わせを行いたい、そういうふう考えております。

○二十五番（岩男三男君） 当初、選考委員会をつくっても応募企業があるだろうかという心配もされたわけですが、七社ですか応募がありまして、選考委員会ということが開催されて、今聞くと六月をめどにということですので、ぜひこれが別府市の活性化につながるような、すばらしい企業を委員の皆様方に選考していただくよう要望しておきます。

さて、そうした中でというか、事件議案というか、議第四十四号から社会福祉法人に保育園を民間委託するという議案が提案されております。この民間委託につきましては、私も厚生委員長として携わってきましたけれども、十年をめどに土地を譲渡、貸し付けるということですが、十年後にこの土地はどうするのか。無償で渡すのか、売却するのか、あるいは返却してもらうのか、こちら辺のところはどのようになっておることと、それから、今働いている職員の方々が、今月三月いっぱいをもって民間に渡るわけですから、職員の方々の処遇といいますか配置、それから臨時で働いている方々の雇用、こうした方々の不安はいっぱいだと思うのですけれども、十分にこうした人たちの職場確

保にも配慮していただきたいと思いますと思いますが、その辺の経過と今後の見通しについてお答えをお願いします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回、三議案、市有建物の譲与ということで御提案をさせていただいております。この中で、まず土地につきましては、十年間の無償貸与ということで契約を結ぼうという予定をいたしております。これにつきましては別府市の公有財産規則に乗りまして、土地に定着物のある場合につきましては三十年以内ということになっておりますが、今後の社会状況の変化等を勘案する中で十年間という契約を予定いたしております。十年後ということでございますが、売却も視野に、その時点で双方協議をする、三十日以内の協議という形で契約をしようという予定でございます。

また、ここで働いている職員でございますが、現在はそれぞれ山の手、境川保育所におきましては、それぞれ十六名の職員がおります。正規職員がそれぞれ六名、嘱託・臨時職員が十名おりますが、山の手保育所につきましては、現在十名中八名を採用していただく、そしてまた他の公立保育所から四名ということで十二名、境川保育所につきましては、十名の嘱託・臨時のうち七名を採用していただく、またほかの公立の保育所から七名という形で、山の手保育所につきましては十二名、それから境川保育所につきましては十四名ということで計二十六名の採用をしていただくということで、雇用ができるということで安心をいたしております。

○二十五番（岩男三男君） 大変ありがとうございました。市長、私が指摘しました男女共同参画都市、そして今後のことについて、ぜひ市長の答弁を、今後の取り組み、今言った楠港の選考委員会については、前々からしていたという部分である程度は理解できるのですけれども、普通考えたら、二日後にあるのに何でということもありますので、今後の市長のこうした男女共同参画社会に対する考え方を最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

男女共同参画の提言をいただきました。私は、提言をいただく以前から、国の法律に基づきまして男女共同参画社会の実現に向けて、自分としては精いっぱい努力をしてきたつもりでございます。この選考の過程におきましても、男性、女性の比率とかいろんな審議会への参加を含めて努力をしているつもりです。ただ、提言をいただいた日が十六日そして十八日になっている部分で、即生かしてないという部分のおしかりだと思いますが、これは提言をいただく以前の問題から、私はこの都市宣言も県下に先駆けてやる思いもそこでわかっていたきたいと思いますし、条例化に向けて、そして必ずそういう男女共同参画社会の実現に向けて頑張っていく決意でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長

をいたします。

○十四番（野田紀子君） 議第四十四、四十五、四十六号につきましての質疑をさせていただきます。先ほどとかなりダブりますので、少々省いて質疑をさせていただきます。

この三件は、市立保育所を民間の社会福祉法人と学校法人に移管することに伴う譲与ということでございますが、この別府市有の建物の評価額と児童数と、それから待機児童の数を教えてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず評価額ということでございますが、これは、これまで公的な施設ということで評価額というのは出していなかったわけでございます。今回、民間移管ことに伴いまして、法人会計の中で、基本財産にはなりません、法人の固定資産という形で登記をするために評価を出していただきました。山の手の保育所につきましては、築後四十年ということでございますが、金額にいたしまして五百七十六万二千五百三十円、また境川保育所につきましては一千四万一千六百元、青山保育所につきましては、鉄筋コンクリートでございます。一千二百十三万一千六百九十円となっておりますが、山の手、境川保育所につきましては、それぞれ平成九年それから十一年に乳児室の増築をいたしております。この残存価格という部分が大きく占めているというところでございます。

また児童数でございますが、山の手保育所は現在七十二名、それから境川保育所につきましては六十九名、それから青山保育所につきましては百六名でございます。

それと、あと待機児童ということでございますが、現在、新年度の入所を募集いたしております。今というよりも新年度の入所の中で約百名程度が入所できないような状況でございます。

○十四番（野田紀子君） 定員の増加をしても、なおかつ百人というのが入れないで待っているということでございます。

この譲与後の施設整備の責任は、どこにありますのでしょうか。そして、今後の民間移管に当たりまして、今回の条件はまた適用されるのでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） 議員さん、大変すみません、申しわけありません。今、質問の内容がちょっとわからなかったものですから……。すみません。

○十四番（野田紀子君） 譲与後の施設整備の責任ですね。例えば山の手保育所を少し修理をすとか、そういう責任と予算、まあ責任を持っているところが予算を出すのでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

譲与後、平成十六年度からでございますが、単年度に限りまして、市の補助金を交付しようというふうに思っております。これの基本につきましては、国の施設整備、こういう部分をもとに補助金を交付するということになっております。

それから十七年度以降につきましては、各それぞれの法人において施設整備をしていただくということでございます。

○十四番（野田紀子君）　そして今後の民間移管に当たりまして、今回の条件、そのまま職員の方を法人が雇うというような条件は、適用されますでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君）　今回、現在勤めている嘱託・臨時職員につきましては法人の方で雇用していただくようになりましたが、やはり移管条件の中にこの条件を入れるというのは、非常に難しい部分がございます。年齢的な部分とかいろんな経験とか、こういう部分で法人がやはり主になって選考するということが大前提であろうと思いますが、やはり市として保護者の立場等を考えると、あわせて雇用していただくということが望ましいということで、今回が一つの大きな事例になるかというふうに思っております。

○十四番（野田紀子君）　今回は公益法人で、また児童家庭課の皆さんの努力も実って継続雇用もできたわけですけれども、状況が変わり、また行政の方も人がかわれば、企業に移管されるということもあり得るでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君）　お答えをいたします。

平成十二年三月に待機児童の解消ということで、規制緩和ということから企業も運営ができるということに今なりました。今回の一つの条件的なものが、恐らく今後も保護者を含めて理解をいただけるのではないかなというふうには思っております。私どもは今回、社会福祉法人それからまた学校法人の方に限定をしたわけでありましたが、やはりそれぞれ公益法人として所管官庁の許可、こういう部分が要る。それから財産それから運営を含めまして公の支配に今私どもは置かれている、こういうことから移管をしたわけでございますので、今後におきましても企業という部分につきましては、一緒に保護者の説明会をする中で理解が得にくいと私どもは思っております。今後は、社会状況等を見る中で、その時の状況に応じた形での募集ということになるかと思えます。

○十四番（野田紀子君）　企業には移管をしていただかないようお願いをしたいと思います。企業がなりますと、もちろん効率的に収益を上げようとする。公益法人ではなくて現に保育をしている保育産業と申しますか、している企業、例えばベネッセコーポレーションというのがありますが、ここでは保育士全員、園長までが雇用期間が一年以下の契約職員です。ビジョンという、乳幼児のいろんな用品を売っているあのビジョンですが、このビジョンは多数の保育士を雇ってはおりますけれども、正社員が一人もおりません。園長ほかの少数が契約社員で、ほかは五時間なりのパートなのです。その企業は、非正規職員にするということで人件費、経費を減らしてまいります。私立保育所につきましても、私立保育所に対する国の人件費の補助の基準が、勤続十年ぐらいで保育所の給料が昇給しなくなるという基準になっております。ですから、三十歳を過ぎると公立、私立の差が出ますけれども、差が出る前に私立保育所では保育士が退職してしまいがちです。結果、雇



先ほどからの議案質疑の中で、この次の介護保険料は値上げをせざるを得んのではないかということだったのですけれども、この所得段階別人数から見ましても、やはり第二段階というのかなり、かなりというか大変苦しいようで、世帯全員住民税非課税世帯にとっては、この介護保険料の負担はやはり重いものと思われまます。第二段階の保険料の軽減ができるという市の制度を十四年度から実施していただいておりますけれども、なおかつ滞納者が出るというか、知らない人が大変おります。これを周知徹底していただきたいのですけれども、現在この軽減を申請して、申請になっている人の数と、そもそも対象となりそうな二段階の方というの何人ぐらいなのでしょう。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えいたします。

先ほどのパーセントでございます。所得段階の人数に対しまして対応しておる方の割合を、一応報告をさせていただいております。したがって、例えば所得段階二の方が、被保険者が一万五千百三十八名いらっしゃいますけれども、そのうち滞納されていらっしゃる方が一千二十四名、率として六・七六％という意味でございます。

次に、介護保険の減免の周知徹底についてのお尋ねでございますけれども、まず現状を御報告させていただきます。

保険料の納付通知書に直接、減免の記事を印刷させていただいております。なおかつ、納付書発送時に説明用のパンフレットを同封して送らせていただいております。また、同時期の市報六月号に同様のパンフレットを添付しまして、各家庭に全戸配布をいたしております。このほかにも、別途お知らせとしまして市報の六月号、一月号、二月号に掲載をいたしております。また、ケーブルテレビでの説明も行っておりまして、全部ではございませんけれども、各地区の民生児童委員さんの説明会などに呼ばれたときに、この減免の御案内をさせていただいております。今後もこのような方法を中心に、あらゆる機会を通じて制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 軽減を申請して軽減になっている人の数と、第二段階の人数をお願いします。

○介護保険課長（藤野 博君） 大変失礼いたしました。平成十四年度の軽減者でございます。第一段階の方が十六名いらして、軽減額が十五万三千六百円でございます。第二段階の方が百九名いらして百五万七千三百円、合計百二十五名の百二十一万九百円となっております。平成十五年度の二月末現在でございます。これは、第二段階の方が百十六名いらして、軽減額が百九万四百円となっております。

第二段階の所得の滞納額でございますかね……。

○十四番（野田紀子君） 所得第二段階の数といいますが、人数です。

○介護保険課長（藤野 博君） 大変失礼いたしました。調定に上がっております第二段階の被保険者の数が、一万五千百三十八名でございます。全体に占める割合が非常に高う

ございまして、四八・一四％を第二段階の方で占めております。

○十四番（野田紀子君） この軽減にはいろいろ条件がありまして、預金が二百万円以下でないといけないとか、ほかにもいろいろありましたけれども、それがあるとしても、一万五千何ぼの数の中で実際に軽減になっている人が百人そこそこというのは、やっぱり余りにも少ないのではないですか。いろいろ納付通知書に書いたり、発送のたびに知らせたり、市報に載せたりとか、いろいろ知らせても、なおかつこれくらいだというのは、やはり十分な周知徹底ではないということにほかならないと思うのですけれども、この間も七十二歳の女性なのですけれども、この方は二カ月分、年金は二カ月に一遍振り込まれますから、この年金が約十一万なのです。二段階の保険料を四千八百円天引きされておりました。全く軽減のことなんか御存じなかったのです。早速、介護保険課に行きまして申請をして軽減できましたけれども、納付通知書も、確かに「第二段階ですよ」というのがありますが、小さな字で書いてありまして、とてももう七十の八十のというお年寄りには理解できないというか、目にも入らないというふうにあります。それで、日ごろから市役所とか、あるいは学校の先生であろうとかいう方は、こういう文章を読み取るという習慣がそもそもあるから、そういう感覚で考えると、どうしてきちんとはがきを書いて出しているのに、それがなぜわからんのかと思われると思うのですよ。だけれども、日ごろそういう細かい文章を見て、役所に行ってどうするとかいうことを習慣づけてない人たちにとっては、それはもう本当に雲の上のような話なのです。現にこの方も、「介護保険幾ら払っておるのか」と言ったら、「四千八百円も取られるのじゃ」と言うのですね。それで、「あなた、通知が来たでしょう。どんな通知だった」と言うと、机の引き出しの中からいろんな書類を持ち出してきました、「これが今年度の介護保険料の通知ではないの。これを持って行って軽減申請をしましょう。預金通帳のコピーをとってこいこうね」と、そういう話になったのです。おかげさまで軽減はできましたのですけれども、こういう中で介護保険料が、またこの次上がるかもしれないという話だし、現に年金が削られております。少ない年金から削られるのだから、それは大きなダメージなのです。医療費も上げられての暮らしの中ですので、できる軽減ならば、安心院町のように一人一人にはがきを出して、わかりやすくはないといけないのです。特に普通文章を書いている方は難しいと思わないのですけれども、読みなれてない方には大変難しいのです。それを、はがきを出して、大きな字でわかりやすい文章で知らせるということをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えいたします。

対象者といたしましては、第一段階、第二段階の対象者が、十六年の二月末現在で第一段階の方が千八百名、第二段階の方が一万五千百三十八名、合計で一万六千九百三十八名が一応全員軽減の対象となります。ただし、この中で何名が対象になるかといいますと、

世帯の収入、扶養生活の援助、預金等の状況、こういうのが審査をされますので、この中から実際に何名が該当するのかというのは、正確な数字はわかっておりません。したがって、こういうのを全員に出すことによって、かえって要らない混乱を招くというおそれにも通じるように、我々としては考えております。

したがって、先ほど言いましたように、納付書の裏に、小さい字ですけれども印刷しているのと、パンフレットを同封して同時に送らせておりますので、それとまた、違う機会に市報とかケーブルテレビとかを通じてこういうのを、周知徹底に努めております。また、何か内部でこれ以上の方法ということを検討したいと思っております。

○十四番（野田紀子君） 繰り返して申しますが、日ごろから文章になれている方の感覚と、文章を見て、役所に行って何かの書類を書くとかということが全くふなれな方というのが、全然違うのです。ですから、全くふなれな方の感覚に、「おりに」とってはなんですけれども、おりにいって親切に知らせるという方法を実行して下さるように重ねて強く要望して、終わります。

○十五番（堀本博行君） やっと順番が回ってまいりましたが、端的に質問をしてまいりたいと思っております。何点が新年度予算でありますので、気になる点を質問して、明快な答弁をいただきたいというふうに思っております。

関係課の御紹介をいたします。市長公室長それから総務課長、商工課長、社会福祉課の課長さん、それから……、自分で書いた字が読めないの、ちょっとわからなくなりました。

最初に、予算説明書の一般会計の東京事務所に要する経費について、若干質問をしたいと思っております。

初めに、では、この東京事務所にかかる経費の説明を簡単をお願いします。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） 東京事務所に要する経費についてお尋ねがありましたので、報告いたします。

東京事務所に要する経費を一千三百三十八万円計上しております。前年に比べまして九万六千円の減となっております。この中で経費の主なものといたしましては、公舎の借上料九百八十四万円で、全体の七割強を占めております。

○十五番（堀本博行君） 先般もある新聞に、これは九州の佐賀市が、今年度四月から東京事務所が撤退するというふうな記事が載っておりましたが、特に東京事務所に別府市が進出をした経緯というのも伺ってはおりますが、今、この特に情報化社会の中で、インターネットでとれない情報はないというぐらいとれるようになっておりますし、具体的に東京事務所の存在そのものが、やっぱりいま一度見直さなければいけない時期に来ているのではないかというふうに思っておりますし、私は、東京事務所のこの一千三百万という経費の中の大半が事務所の借上料というふうな内容でありますし、具体的なこの内容の、仕

事の内容の精査というふうなものをしっかりとさせていただきたいということと同時に、私も何回か出張のときに寄らせていただいたことありますが、非常に別府の人が東京で生活するというのも大変な中、頑張っておられるなというふうな思いもありますし、現実的にはこれからどういうふうな方向で東京事務所を考えておられるのか、御答弁を願いたいと思います。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

これまでも東京事務所につきましては、行政改革推進本部の推進部会等で事務所の管理維持費と東京までの出張旅費、これを比較した場合、出張の方が経済的ではないかという議論もされております。こういった中で今回、規模を縮小しても、出張等で今後十分対応できるという考えを持っておりますので、現在職員が二名おりますが、新年度から職員一名体制にしたいというふうに思っております。

○十五番（堀本博行君） 先ほどおっしゃったような、これからの東京事務所の仕事そのものが、別府からの出張で対応できるのではないかというふうに思いますし、先々、来年、再来年ということではないのでありますけれども、経費の節減という意味から、廃止もしっかりと視野に入れて検討していただきたいというふうに思っております。ということで、この項を終わりたいと思います。

次に総務課の課長さん、お入りください。南部振興開発ビル公共棟借上料一億三千六百万という、この説明を簡単をお願いします。

○総務課長（山川浩平君） 御説明を申し上げます。

今回、一般会計の財産管理費ということで南部振興開発公共棟借上料一億三千六百五十万円をお願いいたしておりますけれども、この内容につきましては、議員さん御存じのように南部振興開発ビルそのものは、昭和六十二年に土地信託方式で建設をされました。そして、今日に至っております。そういう関係上、市の位置づけが、いわゆる信託銀行が受託者で、市の位置づけとしましては、あくまでも賃借人という関係にございますので、一応その公共棟を利用している関係上、その必要な経費を今回計上させていただいたということでございます。

○十五番（堀本博行君） これの返済といいますが、これはいつ終わりますか。特に私が申し上げたいのは、住宅の部分ですね。この部分はどのようなふうな……。答えられるかどうかわかりませんが、答えられればお答えください。

○総務課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

ただいま御質問いただきました信託契約の期間でございますけれども、工事期間も含めまして、昭和六十一年からの期間に二十六年という期間を定めておりますので、それからいきますと平成二十四年三月が、一応信託契約の満了ということになります。

○十五番（堀本博行君） あと九年ですか。九年先に返済が終わるわけでありましてけれど

も、その後、具体的に住宅の部分が市営住宅のような扱いになるのか現状どおりの形で進むのかといういろんな、今聞いてもわからない部分があるかと思えますけれども、しっかり私も見守っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に行きます。次に、選管局長にちょっとお伺いします。すみません、突然に振って。

今度、参議院選挙が七月十一日に実施をされますが、昨年十二月一日に若干の選挙制度の変更がありました。説明できる部分で結構でありますので、今までと若干違う部分もあるかと思えますので、簡単に御説明方をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えをいたします。

衆議院議員選挙後の一連の公職選挙法の改正についてのお尋ねのことと思えますが、期日前投票制度が創設されました。この制度は、選挙は、選挙当日において投票所に出向き投票することを原則としていますが、期日前投票制度では、選挙期日の前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる仕組みです。つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができるような制度となっております。

それから三月一日からの施行でございますが、不在者投票の制度が一部変わりました。さらには、三月一日から郵便投票による制度も一部変わっております。特に介護保険法の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護五であるものとして記載されている者が、新たに郵便などにより不在者投票をすることができるようになりました。また、郵便による不在者投票の代理記載などの創設、郵便による不在者投票をすることができる選挙人で、みずから投票の記載をすることができない者として定められる要件に該当する者が、あらかじめ市の選管に届け出て、その制度を活用することができるようになりました。

この二点の改正については、四月一日号の市報に記載し、十分PRに努めたいと考えております。

○十五番（堀本博行君） 丁寧な説明を、ありがとうございました。特に若者の選挙離れとか、そういうふうなものもありますし、しっかりとPR方お願いをいたしたいと思っております。

次に、商工課長がお座りでありますけれども、別府市商業観光開発公社に要する経費の七千九百万、これの説明を簡単をお願いします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

この七千九百万につきましては、現在、商業観光開発公社が十四億の未納清算金と申しますが、そういうものを抱えてお申して、それを毎年七千九百万、各銀行三社に払っているという状況でございます。その分の債務負担をしていただいた部分につきましては、毎年七千九百万円を支払っているという状況でございます。

○十五番（堀本博行君） もうちょっと丁寧に言ってもらいたかったのですが、実はこの件については、平成十一年にトキ八のコスモピアの問題で臨時議会を開いて、トキ八との交渉に当たった当時の助役でありました石川現副知事が、大変な思いをしてまとめ上げたというふうな経緯があるわけでありまして。平成十一年ですから、ちょうど五年たちました。ちょうど今、十年というふうなことでありますので、その中間点という感じがするわけでありましてけれども、特にこの問題のときに石川助役が先頭を切って大変な思いをして、涙ながらに議場で訴えて結果報告をしたことを忘れられません、その中で本当に正直なところ、これを石川助役からトキ八との話がもう終わったという経緯を聞いたときに、私は石川助役に、「助役、大変申しわけないけれども、あなたは裏取り引きしてないかい」というぐらいに、それぐらいに大変な、私もトキ八という組織をよく知っていますから、大変な決断をさせたな――トキ八に――というふうな思いがありました。そんな中で、申しわけない言い方だけれども、あのコスモピアの一件以来、トキ八もリストラとかいろんな問題が非常に厳しくなったという、これはトキ八がそういうふうにおっしゃっていましたけれどもね。そういう経緯があった中でこういう……、ちょっと確認の意味できょうはこの問題を議案質疑させていただくのですけれども、あした、またちょっと楠港のときにやり取りをさせていただきたいと思いますが、そういう経緯だけをちょっと説明、説明といえますか、確認をさせていただきました。

次に、観光課長はいますか。部長でも結構なのですが、別府観光推進戦略会議に要する経費の中の提言集編集委託料というのが百二十六万あります。これについてちょっと説明をお願いします。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

委託した理由は、提言をもとにした戦略具体的施策をアクションプランとして活用でき、今後の観光政策、ツーリズム振興の設計図とも言うべき内容に仕上げるために、専門知識、技術力、実績を有するものに編集を委託しようとするものでございます。

○十五番（堀本博行君） 実施計画書みたいなものですか、これは。

○観光課参事（浜川和久君） 提言が、今後の別府の具体的な観光戦略として推進していくためのアクションプランといいますが、それに結びつけるような内容に仕上げていく、こういうものでございます。

○十五番（堀本博行君） 何部ぐらいつくる予定なのですか、これ。

○観光課参事（浜川和久君） 現在のところ、一応五百部程度を考えております。

○十五番（堀本博行君） ちょっと、よく意味がわからないので、次に行きます。（笑声）（「質問者がわかってないのではないか」と呼ぶ者あり）質問者もわかっておらんしな、はいはい。（「何で質問しておるかわからんで質問しておる」と呼ぶ者あり）やじに耐えながら頑張ります。（笑声）

次に、教育委員会にお願いをしたいと思います。

教育センターに要する経費の中の講師等謝礼金についての説明をお願いします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

教育センターに関する経費、報償費の講師等謝金三十四万九千円ですが、その中で「生き方フォーラム」という事業を教育センターが行っております。この中身を申し上げますと、学校におきましては、自分の生き方を考えさせることが大きな目標の一つになっております。そのために、子供たちに自分の生き方を振り返ったり見詰め直したりする機会を与えるために、地域に住んでいる方を講師としてお招きし、講演をしていただく事業であります。それで、今年度で六回目を迎えております。一校八千円の予算を計上させていただいております。

○十五番（堀本博行君） それで、「生き方フォーラム」については、これを私も提案をした経緯がありますし、どうしても一校八千円という金額にも問題があるのでしょうかけれども、一つはこれは、意義の中にも、前書きの中にも書かれておりますが、子供たちの生きる姿勢といえますか、特に職業の選択肢の幅を広げるといふような意味で、近くのいろんな職業の方に来ていただいてお話をさせていただくといふようなものが重立った趣旨のように思いますが、現実的に各学校で行われている特に中学校の場合、そういう意味合いから若干かけ離れてきているのではないかという気がいたします。しっかりその辺は、これは平成十四年度のあれをいただきましたが、もうちょっと庶民的なところで講演をしていただいた方がいいのではないかなと、そういうふうな気がいたしてもおりますし、子供たちの就職、特に中学卒業で高校に進学しない子供たち、それから高校を卒業して就職をする子供たちのことについて、非常に気になるというか心配しておる部分があるのですけれども、別商の場合はほとんど、いろんな形で別商の場合は就職者がかなりいらっしゃいますし、就職先もかなりの就職率を誇っておりますが、特に普通校の高校、別府でいえば県立の鶴見とか青山それから羽室。この高校を卒業して就職する子供たちの、高校でのフォローが非常に薄いといえますか、そういう思いがしておりますし、受験をして高校生が高校に入って、自分は何になるのかというふうな思いで高校に進学する子供たちというのは、ほとんどいないと思うのですね。その中で、進学校に入ったものの、この三年間で大学に行く意義がわからないとか、それぞれ自分の理由をつけて大学に行かない子供たちが就職をするといったときに、非常にその体制が手薄です。「いや、これは県立校の話ですか」とか言われても、現実的に就職をしていくのは別府市の子供たちですから、ほとんど今、そういうふうなことがあっておりますので、教育委員会としてどういうふうに具体的にやってくれというふうなことは申しませんが、県立高校の体制を本当に教育委員会として実態をしっかりと把握した上で、要望とか申し入れとかぜひしていただきたい、このように思っております。

最後に、議第三十六号所得税法等の一部改正、これはもう御案内のとおり消費税の総額表示が、この四月一日から変わってまいります。特に別府市の市内のスーパー、マルショクとか、そういうところに行けば総額、要するに消費税込みの値段を全部打ちかえているという、そういう大変な作業を今強いられております。その中で具体的に私も別府の、例えば浜脇の方に店舗を貸しているところがありますが、その店舗の代金に消費税がくっついておるといふのをごらんかたのですが、消費税がくっついておりました。それぞれいろんな使用料等の消費税の大変な数の改正が盛り込まれておりますが、ひとつこの改正の中身を見ますと「あれっ」と思うのが、社会福社会館の入浴料が今回なくなっているのですね。「あれっ、何でないのかな」と思ったところが、平成十三年に温泉、あそこの社協の温泉が枯渇をしたというか、それ以後もう三年間に及ぶわけでありましてけれども、おかしいなと思って予算書を見ると一千二百万ですか、予算が上がっておりますし、これを復活させるのかなというふうにしたのですけれども、これは具体的に社協のおふるはどうなるのですか。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

今回、社会福社会館の整備に要する経費として一千二百五十万円計上をさせていただきました。今、議員さん御指摘のおふるの件でございます。おふるの件は、これは平成十五年、昨年の六月議会で前課長が、浴室を改修して会議室にという答弁もいたしております。その理由でございます。その理由は、福社会館に開館時より――開館が平成六年七月十五日でございますけれども――使用していた浴室が、平成十年ぐらいから湯量が激減した。そして、平成十三年六月に泉源が枯渇していることが判明いたしました。泉源を復活するには膨大な費用がかかります。また現在、この前の議会でも申し上げましたけれども、利用者が少ないという理由もありまして、平成十三年十月に男女浴室を休止している状況で現在に至っております。そして今回、平成十六年の予算で、新年度の予算で浴室を休止して、先ほど申し上げました一千二百五十万円、整備に要する経費として浴室を改修して会議室と事務室の方に改修するということでございます。

○十五番（堀本博行君） 社会福社会館の場合は、私なんかもよく使わせていただくのですけれども、社会福社会館の中に別府ならではのふるがあったのが、これがなくなるといふのは非常に残念な思いもするわけでありましてけれども、それが事務所と会議室というふうなことでありますけれども、何とかしてもらいたいなという気もずっとしていたわけですけれども、そういうことであればしょうがないので、あきらめますけれども、あきらめながら、私の質問を終わりたいと思います。

○七番（猿渡久子君） まず同和関係、そして続きまして商工課関係、都市計画課関係、最後に教育総務課関係の質疑をしたいと思います。

まず一般会計予算の百五十三ページから百五十四ページにかけて、人権同和対策に要す

る経費の中に団体補助金がありますけれども、全日本同和会二百九十万、部落解放同盟二百九十万という補助金の予算が上がっておりますが、これに関係して、まず別府に指定地区、同和事業を実施しなければならない特別な指定地域、いわゆる「同和地区」と呼ばれてきた地域があるのか、「あったのか」という言い方をした方がいいのかもしれませんが。その点と、今年度十万ずつ下がっていますけれども、昨年まで三百万ずつというふうな形だったわけですね。六百万前後これまで出してきた基準というものを、何を基準にして今回も五百八十万という額を二つの団体に出しているのかという点ですね。

私は、特別対策から一般対策に移行をしたわけですから、十三年度末をもって特別措置法が期限切れになって、もう同和事業は終了ということになっているわけで、この同和団体の補助金はもう廃止をすべきだと考えるわけですが、その点いかがでしょうか。

○人権同和教育啓発課長（伊豆富生君） お答えいたします。

最初の、同和地区のことについてお答えいたしますと、確かに別府は、以前より指定された同和地区はございません。しかし、都市型混住地域ということで、そういう多くの方が別府の方に混住されているということでもあります。

二点目の基準でございますが、これは平成十四年三月末に地対財特法が失効して、法的には被差別部落はなくなったということでもありますけれども、心理的差別が、これはかなり根強く残っております。その証拠に、今でも結婚差別で苦しんでいる方がかなりいるというふうに聞いており、先日もうちの課に御相談にお見えになった方もいらっしゃいます。そのような中で、今後はこの心理的差別の解消に力を注いでいかなければならないというふうに考えております。そのために運動体や、あるいは関係諸団体とともに啓発活動を推進していかなければならないというふうに考えておりますので、補助金はそのための支給だというふうに思っています。

○七番（猿渡久子君） 混住をしているということなのですからけれども、点在しているという方の、同和地域の出身だというふうなことが確認できているのか。心理的な差別は根強く残っている。そういうことはあると思いますけれども、それは一般対策で、一般の事業でほかにもいろいろな障害者差別だとか男女差別だとか外国人の差別とか、いろいろな問題があるわけですね。そういうものと同等に一般の事業で取り組んでいくということに変わったわけで、一切取り組むなということではないわけで、一般のほかのものと一緒に行えばいい、特別なことをしなくていいではないかというふうに変ったわけですね。

それで私はここに決算の報告書、部落解放同盟と全日本同和会と過去五年の決算の団体の報告書を持っているのですけれども、会費がゼロという、二つの団体とも、このいただいている資料の範囲で毎年会費がゼロというふうなことになるのですね。こういう報告が市に上がっているわけですからけれども、いわゆる私たち一般の団体で考えたときに、まず会費をいただいて、その会費で基本的には運営をする。それに対して補助的なものと

して補助金をもらう、補助金を加えて運営をするというのが当たり前の感覚だと思うわけですがけれども、この会費がゼロということはどういうことなのか。会員がいないということなのか、どうということなのか、その点を答弁お願いいたします。

○人権同和教育啓発課長（伊豆富生君） お答えいたします。

まず、会員の数という形でお答えをさせていただきます。会員はいらっしゃいます。以前、総務庁の実態調査を実施しておりまして、そのときの結果は、二つの団体を合わせまして八十一世帯、会員数は百五十一人というふうになっています。

それから、市からの補助金三百万だけで会費の収入がないということですが、これは十四年度決算書のコピーだと思います、お持ちになっているのは。運動団体の決算のレイアウトで、市からの補助金のみで決算書で作成している関係上、そのようなことになっていると聞いております。しかし、我々としてもそれを了としているわけではなく、十五年度より是正していただくようお願いもしているところでございます。実際には会費もいただいているようにあります。各団体それぞれ個人的に、個人個人また違うようにありますが、千円から三万円弱までの会費をいただいているというふう聞いております。

○七番（猿渡久子君） 別府市の補助金等の交付規則というのがありますね。この交付規則の中に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出をしなければならないというふうになっていて、収支決算書を添付して出ささいということになっています。そして、この補助金は目的以外に使用してはならないというふうに決まっているわけですがけれども、これは市の方に提出をされた決算の報告書以外に会費収入があるというふうに団体の方は言っているということなのですからけれども、では、全体の収支の報告を市は受けてないということになると思うのですよね。ここにある収支報告を出ささいということは、団体の収支の一部を出せばいいわけですか。全体の収支報告を把握した上で、活動内容を把握した上で、市が補助に値する、補助をすべき団体かどうかということ判断して出すために、この収支報告を出ささいということだと思ってしまうわけですが、そういう中途半端な実態が十分に把握できてないような収支の出し方をしている団体に補助金を出すということが、今まで長年出してきたということが問題だと思うのですね。

私が手元に持っていますのは、十四年度だけではなくて過去五年間のものを二つの団体とも持っていますけれども、すべて会費がゼロということになっています。これ以外に会費収入があるとすれば、これ以外に支出の分もあるというふうに考えられるのですけれども、では、もしその中に補助金の目的以外の使用のものがないのかどうか、その辺のところも把握ができていないということになると思うのですね。

ですから、そういう実態がわからない、実態をきちんと市が把握をしていない団体に対して、二つの団体合わせて五百八十万、二百九十万ずつ、今まで三百万ずつ出してきた、そういう出し方をするというのが、私はおかしいと思うのですね。この予算書の中にはい

るんな団体の補助金が出ていますけれども、その二、三ページ前に障害者関係の身障協です、身体障害者福祉団体協議会の補助金もあります。これは百十五万。別府市手をつなぐ親の会の運営費補助金は、わずか七万です。そしてPTA連合会、これは会員が七千七百八人いらっしゃる団体ですけれども、皆さん大変熱心に活動されていますけれども、補助金四十万円、市の子供会連合会、千八百三十五人の団体がいるもので二十万円、昨年までは十二万円でした。それに対して、活動をきちんと把握していない、会員も八十数人というふうな話がありましたけれども、それは会費が幾ら入ってこうなっていますよという収支報告の中に会員数があるわけでも何でもなし、口頭で聞いたというふうな人数のところ、やはりこういうものを出すことは問題だと思うのです。来年度からでも廃止をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○人権同和教育啓発課長（伊豆富生君） 先ほど、人数が定かではないというふうな御指摘がございましたが、実際に総務庁の関係で先ほども答弁をさせていただきましたように、八十一世帯の百五十一人で構成されているという調査実績がございます。

それから、また中身的なことですが、この人権教育を進めていく上においては、国連十年の中で同和問題を初め障害者をめぐる問題、高齢者をめぐる問題、外国人をめぐる問題など八つの重要な課題がございます。しかし、その八つの課題はすべて並列ではないというふうに認識しています。同和問題が、人権教育を進める上で最も重要な柱になっているというふうに我々は考えているわけでございます。また、平成十二年十二月に施行されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律でも、その五条で改めて地方公共団体の責務がうたわれています。このような中で、他の団体の補助金の額と比較するのは、質的にちょっと難しいのではないかなというふうに我々は認識しているところでございます。

○七番（猿渡久子君） 今、課長が言われた、同和を中心という考え方自体が、私は違うと思います。

私は先日、岡山県の津山市に行ってまいりましたけれども、この津山市というところは、人口が九万人の中で大小二十五の同和地区と言われていた地区があったわけですね。同和人口一万人弱というふうに言われてきたところで、人口の一分を超えて同和人口というふうに今まで言われてきたところなのですね。そういうところで一九九六年、平成八年に津山市同和対策推進協議会が解散をして、九七年に同和対策審議会と市議会の同和対策特別委員会が解散・終結をして、九八年九月議会で同和個人施策、生活改善貸付条例を廃止して、すべて終了したと。十三年の法の終了を待たずに、その前に、何年も前にこうやって終了して、すべて一般対策に切りかえているわけですね。そういう進んでいるところもあるわけですから、ぜひ今後、この補助金は廃止をすべきと思いますが、市長のお考えはいかがでしょう。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

今、議員さんがるる御説明いただきましたが、現在におきます別府市における人権の差別というものは、まだ根強く残っているところがございますので、今後とも人権啓発それから人権教育につきましては二十一世紀の重要な課題と位置づけておりますので、この辺を考慮しながら、子供たちの健やかな成長を願い、継続していきたいというふうに考えております。

ただ、補助金につきましては、啓発活動の推進の状況それから関係団体との協議等につきまして、鋭意努力していきたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） では、次の問題に移ります。

商工課関係のニューライフプラザの関係ですね。労働者福祉センターに要する経費が上がっておりますけれども、このニューライフプラザに関して、まず説明をお願いいたします。

○商工課長（中野義幸君） このニューライフプラザにつきましては、昨年、雇用能力開発機構の方から別府市の方に、引き取るつもりはないかというような打診がありました。その中で、別府市もいろいろ内部で検討したのですが、年間約八万五千人の方が利用されておまして、その中の利用者の九三％が別府市民であるというような状況でございます。また、労働者の福祉施設として定着をしておまして、その後、雇用能力開発機構の方から、別府市が引き取らない場合は取り壊しも考えるというような通知を受けまして、別府市としましては、やはりこの施設を壊されることはかなり大きな損失になるというふうに考えまして、この施設を引き取るというような結論に達しました。

○七番（猿渡久子君） 市民の方から私に、別府市にこのニューライフプラザが移るならば図書館として使えないだろうか、あそこを図書館にしてもらいたい、そして図書館を充実してもらいたいというふうな声も伺っているわけですが、そういうことは可能なのでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

この労働者福祉センターにつきましては、市議会の議決をいただきました後に雇用能力開発機構と別府市の間で譲渡契約を締結するということになっております。ただ、この施設の譲渡条件としまして、五年間は現在のままで使ってほしいというような条件がついております。このような条件がついておりますので、この施設を図書館に転用することにつきましては、五年間はできないものと考えております。

○七番（猿渡久子君） 五年間は無理だというふうなお話だったのですが、では、その前の二百一ページに勤労青少年ホームの管理運営に要する経費が上がっていますけれども、この勤労青少年ホームとニューライフプラザと似たような施設が二つ市の管理ということになるかと思っておりますので、では、こちらの勤労青少年ホームを、例えば図書館だとか保健

センターだとか美術館だとか、そういう市民の要求が高いものに転用ができないのか。やはり市民の皆さんとしても、新しく巨額の税金を投じて箱物をつくらなくても、今あるものを生かして使ってもらえれば、それはありがたいというふうな思いがありますし、早く実現をしてもらいたいという思いがあるわけでそういう声が出てきていると思うのですが、やはり建物の向き不向きということもあるかと思えますけれども、どういうものに転用するのだったら向いているのかというあたりもあるかと思えますが、その勤労青少年ホームについてはどうでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

勤労青少年ホームを図書館または保健センターに転用してはどうかという御質問でございますが、勤労青少年ホームを転用するということになると、現在の用途を廃止しまして、事務的には行政財産から普通財産に移管するという形になります。勤労青少年ホームにつきましては、二十歳代の勤労青少年の福祉向上を目的としまして建設されておりました、今、御提案をいただいたのですけれども、商工課としましては、現在この施設を廃止するという考えはありません。しかしながら今回、議員さんが御指摘のように労働者福祉センターを雇用能力開発機構から譲り受けるということになりますと、勤労青少年ホームと使用目的が重複するという施設を二つ抱えるという状況になります。今後、別府市全体の中で労働者福祉センターと勤労青少年ホームの位置づけについて協議していくとともに、行財政改革の立場から、二つの施設の効率的な運用につきまして、関係各課と検討していきたいと考えております。議員さんの御提言につきましては、関係各課と協議する中で検討させていただきたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） 今後、何らかの形で市民の皆さんの切実な要望に早くこたえるべく検討を進めていただきたいと思います。

次に、二百二十二ページの商店街活性化に要する経費の中に、商店街の駐車場の補助金がありますけれども、これは昨年十一月、年末商戦に間に合わせるために、商店街の活性化をするために駐車場に補助を出すというふうなことでできた制度ですけれども、この活用の状況はどのようになっているのか、教えてください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

昨年十一月から発足しまして、二月末現在で四カ月経過いたしておりますが、予算ベースで予算の消化状況から算定しますと、利用状況は五二％となっております。

○七番（猿渡久子君） 利用状況五二％ということで、ちょっと寂しい数字だと思うのですが、私もこの駐車場を利用してみたのですけれども、一体どこでどういうふうな手続きをしたら無料になるのかというのが、非常にわかりにくいというふうに感じたのです。例えば駐車場のカードの裏に、どこでどういうふうにして引きかえてくださいというふうなことを書いておくとか、駐車場の入り口あたりに案内を張っているのですけれ

ども通り過ぎてしまうわけで、実際に商店街で買い物をするときに、例えばこういうチラシを駐車場の出口で持っていける、取っていけるようにしておくとか、そうしたら、これを持っていってあげば、「どうやったらいいんだっけ」というのが、買い物をしながら見られるといいですか、そういうふうな丁寧な案内がないと、市民の皆さんに定着をしていかないのではないかと思います。

商店街の方にお聞きをしましても、「ちょっと駐車場が遠いから、できたのだけれども、うちは余り関係ないわ」というふうな反応もお聞きをしますので、やはり周知徹底・PRをもっと進めていただきたいなと思うわけです。そして、商店街の皆さんの御意見もよく聞きながら、せっかくできた大変いい制度ですので、利用を高めるようにさらに努力をしていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

駐車券に無料駐車場の別府市の利用方法を記入してはどうかというような御意見でございますが、今回の無料駐車場事業につきましては、民間の駐車場を利用しておりますので、それぞれの駐車券につきましては各駐車場の使用上の注意などが記載されておまして、スペース的に別府市のPRをするのは、ちょっと無理かなという感じがあります。しかしながら、できるだけそのことにつきましても、駐車場経営者の方と協議してみたいと思います。

次に、PRが不足しているのではないかと御指摘でございますが、この事業に参加してもらっている商店につきましては、その店の入り口にポスターを張っていただいております。しかしながら、利用者の方からは、店ごとにポスターの張る位置が違うのでわかりにくいというような指摘も受けております。今後は、商店街の方々と協議しまして、どの位置にポスターを掲示すれば利用者にわかりやすいのかということについても協議していきたいと考えております。

また、新年度では、予算の議決をいただきますれば、ポスターのデザインについてももっとわかりやすいものに一新していきたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） 対象になる商店に駐車場のチラシを置いて、お店の人がお客さんに、「こういう駐車場があるから利用してくださいね」というふうにチラシを渡してお知らせができるようにするとか、何らかの形で利用しやすいように改善をすべきだと思います。

では次に、特別会計の海岸整備の部分、九十四ページの楠港埋立造成に要する経費について、説明をお願いいたします。

○都市計画課長（松岡真一君） 楠港埋め立てに要する経費について、お答えいたします。

楠港埋め立てにつきまして計上していません経費につきましては、今回、楠港につきまして企業誘致で、プロジェクトチームをつくって企業を誘致することにしております。それ

に基づきまして、測量をお願いする。復元測量を行いまして、くいを特定いたします。それから、これにつきましては、やはり今の段階で鑑定依頼をしなければなりませんので、今回そういう経費を計上しております。

○七番（猿渡久子君） では次に、その上の石垣地区背後地埋立造成に要する経費については、いかがでしょうか。

○都市計画課長（松岡真一君） 石垣地区背後地埋立造成事業に要する経費一千五百十九万七千円上げてございますが、これについて少し御説明させていただきます。

これの現有の観光港でございますが、現有の観光港の施設でありましたら、不定期観光船の接岸施設が、常時確保できておりません。この不定期の観光船が沖待ちをしたり、それから大分港にやむなく停泊をするというような状況でございます。こういう状況でございますまして、飛鳥であるとかトラスが来ましたけれども、やはり関西汽船の方が沖待ちをするというような状況でもございました。こういう状況でございますから、別府市といたしましては、大分県国際観光船誘致促進協議会を立ち上げて誘致活動をしておりますけれども、なかなかうまく、こういう状況であればパワーが出ないという状況でございます。

それから、もう一つ大事なことでございますが、大規模な地震、これは不幸なことにも起こりましたといたしますと、緊急貨物輸送に対処する拠点がない現状でございます。つまり、耐震岸壁ではないということでございますね。こういうことでございますから、こういうことを踏まえまして、平成元年に別府港港湾計画をつくってございます。この港湾計画で、ここの部分にさらに第三埠頭の北側に第四埠頭をつくるということで、この石垣地区背後地埋立造成事業が始まったわけでございます。そういう目的でございますから、この耐震岸壁をつくるということになりますと、非常に高度な技術を要します。それから、大規模な工事でございますので、これは港湾法の五十二条によりまして国がやるということになっておりまして、国がやっております。その背後地につきましては、県と別府市が埋め立てを行い、それぞれの所要の用地を確保するということになっております。

今回、千五百十九万七千円の分につきましては、ここにありますが、これにやっぱり護岸とか、それからいろんなそういうものを別府市分として設計しなければなりませんので、その設計費を計上しております。

○七番（猿渡久子君） いわゆる三万トンバースというものだと思うのですが、この全体の計画、今、国の事業で、背後地が県と市ということだったので、全体の計画としては何年計画で、総工費は幾らなのか教えてください。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

全体の事業が百十五億五千万円でございますまして、国土交通省担当分が百五億円、大分県が八億円、それから私ども、この設計をいたしまして、その後に工事などが伴いますが、別府市担当分としては二億五千万円でございます。

それから全体の事業の期間でございますが、平成八年から事業に着手してございまして、平成二十年度に完成予定だというような期間でございます。

○七番（猿渡久子君）では、同じく都市計画課関係の一般会計の方で、亀川駅周辺整備と交通バリアフリー法の策定に要する経費が並んで出ておりますけれども、二百四十八ページですね。交通バリアフリー法については、先ほど若干説明がありました。私たちは昨年八月二日に、障害者の方々と一緒に亀川駅の周辺をバリアフリーチェックをさせていただきまして、新川の踏切が、車いすがはまり込みやすく非常に危ない、道路と線路が直角に交差をしていないのではまり込みやすいとか、亀川駅も使いにくい。向こうに渡れないわけですね。大分方面は行けるけれども、帰りはおりられないというふうなことだとか、もう一つ、亀川駅の北側の踏切も、警報が鳴り出して五秒後に遮断機がおりてきて、車いすで渡っていたらすぐに電車が来るので危ないと、遮断機をくぐって渡ったことが何回もあるとか、命からがら渡らないといけないというふうな状況も目の当たりにしたわけですが、そのような改善を早く進めないといけないと思いますし、リフトバスももっと走る地域を広げてもらいたい。自分のところから乗るには大変便利が悪いとか、足の悪いお年寄りも、バスに乗るのにもステップが高くてなかなか乗れない。低床バスもふやしてもらいたいし、バス停に何かこう、ちょっと高くするとか、何か乗りやすい工夫ができないのかとか、そういうふうな声も多々聞くわけですが、そのようなことの改善をこの事業でできるということになるのでしょうか。

○都市計画課長（松岡真一君）お答えいたします。

交通バリアフリー基本構想策定に要する経費を、一千二百万上げております。それから、亀川駅周辺整備に要する経費九百十六万五千円上げております。このことにつきましては、まず、今おっしゃいました交通バリアフリーのことでございますけれども、午前中の二十六番議員さんのときにも御返事いたしました。バリアフリー基本構想策定協議会というものを――これは仮称でございますが――立ち上げていきたいというふうに考えております。そういうことになりましたと、今おっしゃいましたようなことというのは、必ずこの協議会の中に出てくるし、これのアウトプットといえますか、結論的にいきますと、必ずこういうものがこの中に入ってくると思っております。そういうことによりまして、別府市の交通バリアフリーという考え方とか方向性が出てくるわけですが、それに合わせまして亀川駅の整備を上げておりますのは、この方針をも踏まえまして、今おっしゃいましたように亀川駅、これは平成七年からずっとJRと協議しておりますが、整備の方に協議は整っておりませんが、交通バリアフリーのそういうものを含めまして、この亀川駅をJRとともに協議をしながら、当然「福祉のまち」でございますので、亀川は特にそういうところでございますから、それを包含して、そしてこの亀川駅の周辺の整備と、それから亀川駅の橋上駅というような形で今のところ協議する予定でございますが、これ

もバリアフリーを当然取り入れていくというようなことになろうと思います。

○七番（猿渡久子君） 午前中も、障害をお持ちの御本人の意見も踏まえて、検討協議会のメンバーの中にそういう御本人の方や支援をする方も入ってもらって、当事者の意見を反映させたものというふうな答弁があったと思いますが、ぜひそういう方向で頑張っていたきたいなと思います。

では、次の問題にいきます。

二百七十五ページに青山中学校施設等調査に要する経費が上がっておりますが、この青山中学校の校舎の検討委員会の状況は、どこまで検討が進んでいるのか、どういう状況で進められているのか。保護者の皆さんからも、「いつ建てかえができるのか、早くしてもらいたい。うちの子供には間に合うのかしら」というふうな声もお聞きをするわけですが、今後の見通しについてどのように考えているのか、教えてください。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

現在、十二名から成る別府市立青山中学校建設検討委員会を、昨年平成十五年十一月に設置しまして、老朽化している青山中学校校舎を将来建てかえるのか、改築するのかなどの問題を御審議いただいておりますが、今後二カ年ぐらいをめどに答申をいただくように計画をいたしております。

○七番（猿渡久子君） この答申に、最初三年間ということで数カ月経過したわけですが、早く結論を出して、早く計画を進めてもらいたい」という声をお聞きしますが、どうでしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） 答申の時期が早くなれないかということでございますが、多額な財政負担が伴うことですし、多くの方々の御意見も参考とする必要もありましょうし、十分な審議のためにも今後二カ年ほどは必要かと考えております。

○三番（市原隆生君） きょう、初めて議案質疑に立たせていただきます。たぶん最後だと思いますので、皆様に御迷惑をおかけしないように速やかに終わりたいというふうに思っています。

当初、亀川駅周辺整備に要する経費ということで質問を予定しておりました。十二月に、私はこの件に関して議会で、一般質問で質問させていただいて、私の質問が引き金になったということではないでしょうけれども、今回このように当初予算で上がっておりまして、敬意を表して、質問をする予定でおりましたけれども、一日も早い整備の実現をお願いして、この件に関しての質問は取り下げさせていただきたい、やめさせていただきます。

続きまして百六十四ページ、成年後見制度利用支援に要する経費ということで、質問をさせていただきたいというふうに思います。

成年後見制度というのは、私は行政書士の事務所に以前勤めておりましたので、どういった目的で設立された制度かということは、大体理解しておるつもりなのですが、

この成年後見制度についての説明をお願いします。

○ 高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

成年後見制度とは、痴呆性の方、知的障害のある方、精神障害がある方など判断能力が不十分な方々は、財産管理、身上の看護、これは福祉施設など入所についてでございますけれども、契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが、成年後見制度ということになっております。

○ 三番（市原隆生君） ありがとうございます。そこで、申し立てをする際に、例えば身寄りのない方などありましたら、その辺のことはどのように、こういった形でされているのでしょうか。教えてください。

○ 高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府市では、別府市在住の方が身寄りがいないなどの理由、身寄りがいない、四親等内の親族がいないなどの理由で申し立てをする人がいない方の保護を図るために、市長に法定後見の開始の審判の申し立て権を与えているという状況でございます。

○ 三番（市原隆生君） そうしましたら、成年後見人の役割というものは、こういったことになるのでしょうか。

○ 高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

成年後見人等の役割は、本人にかわって契約の締結などを行うなどして、本人を援助するわけでございます。また、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すなどして本人を保護し、また本人の利益を守るなどして支援していく制度でございます。

○ 三番（市原隆生君） 先ほど、市長の方から申し立てが、身寄りのない方に関して市長の方から申し立てができるということでありましたけれども、それでは、身寄りのない方の後見人を決めるのは、どのようになっているのでしょうか。

○ 高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

後見人がいない場合は、弁護士会、司法書士会、社会福祉会の中から家庭裁判所が選任いたしますようになっております。

○ 三番（市原隆生君） ありがとうございます。そこでよくわかりました。で、この予算書なのですけれども、報償費として六十七万二千元が上がっているわけなのですけれども、これはこういったことになるのでしょうか。

○ 高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

月額二万八千円、国の補助基準でございますが、限度であり、家庭裁判所が決定した一部または全部について助成する必要があると判断した場合には、その金額内で助成するというふうになっております。それで月額二万八千円の十二カ月分の二人分の予算六十七万

二千元を計上いたしておるわけでございます。

○三番（市原隆生君） わかりました、ありがとうございました。この質問をお伝えしましたところ、福祉事務所の方でこういうパンフレットをつくっているということで、成年後見制度ということはよく知られてないことだと思っておりますけれども、啓発に努めておられるということで、大変感銘を受けました。本当にいいことだなというふうに思いますので、頑張ってくださいたいなというふうに思います。

続きまして百六十ページ、緊急通報システムに要する経費というところで、前年度の予算よりも百万円増額されております。この辺の説明をお願いします。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

緊急通報システムに要する経費二千四百六十六万三千元でございます。これは、ひとり暮らし老人等の緊急時における通報手段として設置しているものでございます。十六年度は、緊急通報用アダプターを九十台購入するようにしております。平成十五年度と比較しまして、緊急通報用アダプター購入と、それに伴う委託料の増によりまして百三万三千円の増加となっているわけでございます。

○三番（市原隆生君） 台数がふえるということでありました。私も一度この件に関して相談を受けたことがあります。その方は夜中に倒れて、これでもう終わりだなというふうに思ったけれども、朝氣がついたら命があったということで、次の日、早速こういったものがあるのだったら申し込みをしたいということでありました。そこで申し込みをすぐにしたわけなのですけれども、大変待ちが多いということでありましたけれども、現在どのくらいの方がこの設置を待っておられるのですか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） 本事業に対する需要は、本当に議員さんも御存じだと思いますけれども、現時点では二百人以上の待機者がいる状況でございます。しかしながら、ちょっと御報告させていただきます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

新規購入については、国・県の補助対象という関係上、購入台数の枠が限られている現状でございます。このような状況下で高齢者福祉課は、毎年十台ずつ購入台数をふやしてきておるわけでございます。今、議員さんが言われました待機者の抜本的な解消にはつながらず、県に対しても格段の配慮を要請していたところでございます。今議会におきましても私ども申請八十台、昨年ですけれども八十台申請いたしたところ、六十五台という内示が来たわけでございますけれども、再度粘り強く県の方と交渉いたしまして、八十台オーバーしまして八十八台の新規枠が認められたということで、この場を借りまして御報告させていただくとともに、購入一台について七万九千七百七十円でしたけれども、NTTとお話をいたしまして七万二千九百七十五円と、六千ちょっと金額が下がった契約をいたす所存でございます。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。本当に待ちわびておられる方もたくさんおられますので、一日も早く家庭に設置ができるように、今後の課長さんの意気込みをお聞かせしていただいて、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会及び各特別委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会及び各特別委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分につきましては、お手元に「議案付託表」を配付いたしておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時十五分 散会